

西東京市下水道プラン

～未来へつなぐ、安全な暮らしと

快適な水環境を創生する下水道～（素案）

<改 定 版>



令和7年 12月

下水道プランの改定にあたって

調 整 中

西東京市下水道プラン<改定版>(素案)

目次

第1章 計画改定の背景-----	1
第2章 下水道を取り巻く現状-----	5
第3章 短期計画における取組の成果-----	17
第4章 基本理念及び基本方針の設定-----	39
第5章 取組内容などを踏まえた今後の施策の展開-----	41
第6章 整備目標-----	53
第7章 下水道財政の見通し及び健全な下水道経営-----	55
第8章 中期計画・長期計画の取組内容-----	57
第9章 経営戦略-----	59
資料 用語の説明-----	61

本文中、各表の金額は表示単位未満を四捨五入しており、端数処理の関係上合計が一致しない場合があります。

計画改定の背景

1.1 計画改定の趣旨

本市の下水道事業は、汚水の収集・処理及び雨水排除など多様な社会的要請に対応すべく、機能強化を進めながら分流式による計画的な整備を実施してきました。その結果、污水管整備率はほぼ100%に達しています。

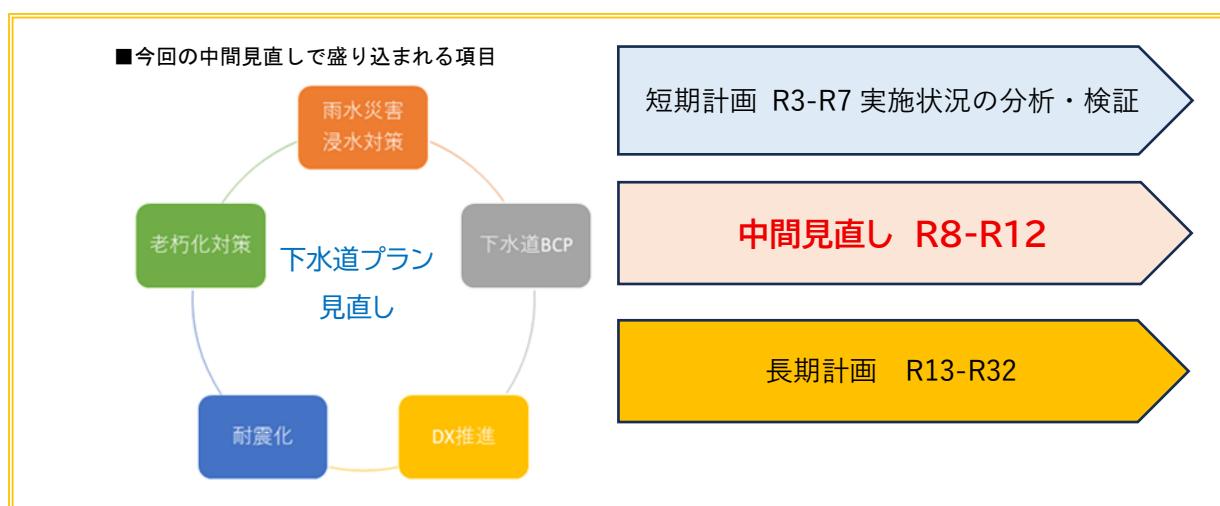
下水道施設は布設開始から約50年が経過し、設備の老朽化が進んでいます。さらに下水道施設の老朽化に起因する大規模陥没事故の発生、気候変動による豪雨の浸水被害、デジタル技術の進展など、事業を取り巻く環境にも大きな変化が見られます。そのような状況の中で、下水道は重要な社会基盤として、その使命を確実に果たしていくことが求められています。

また、今後は、雨水災害対策に加え、能登半島地震を踏まえ、下水道管きょうの耐震化および下水道事業業務継続計画（以下「下水道BCP」という。）の検証・見直しによる対応力強化を図る必要があります。

こうした状況下において、下水道経営を将来にわたり健全に維持していくためには、今後見込まれる大規模な施設の改築・更新に備え、下水道施設の効率的な維持管理と将来的な費用の平準化などに計画的に取り組むとともに、人口減少による下水道使用料の減少や物価高騰も想定した経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図る必要があります。

令和3年3月に改定した西東京市下水道プラン（以下、「下水道プラン」という。）では、計画期間を短期・中期・長期の3段階に区分し、短期計画は令和3年度から令和7年度までの5年間、中期計画は令和8年度から令和12年度までの5年間、長期計画は令和13年度から令和32年度までの20年間としています。今回、短期計画が終了するタイミングで、各種施策の実施状況について分析・検証を行うとともに、下水道事業を取り巻く様々な社会環境の変化などへの対応を図るため、計画の中間見直しを実施します。

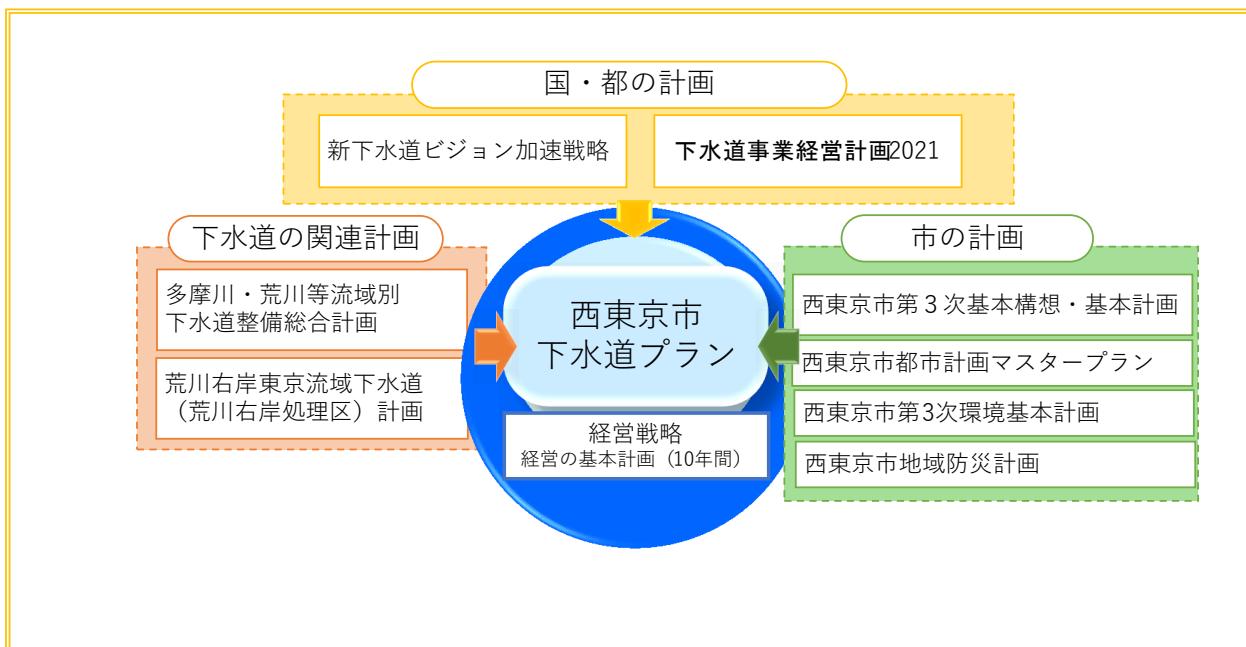
あわせて、投資・財政計画も見直し、より実効性を高めた中長期的な基本計画である「経営戦略」も改定します。



1.2 計画の位置付け

下水道プランは、「西東京市第3次基本構想・基本計画」の基本目標のひとつとして示されている『安全で安心して快適に暮らせるまち』のもと、国や東京都の計画と整合を図り、近年の社会情勢の変化を踏まえて、今後の本市における下水道事業の基本的な方針や施策の方向を総合的にまとめたものです。

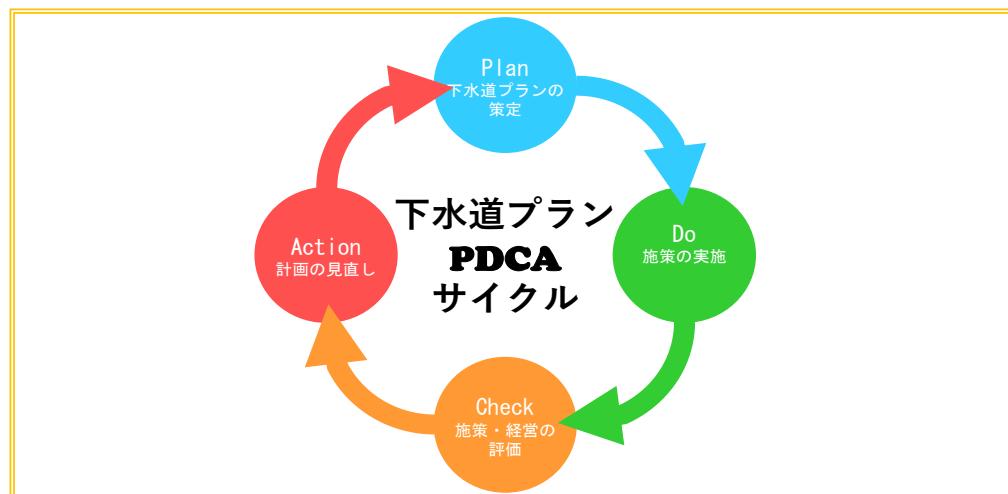
下水道プラン<改定版>は、令和3年3月に策定した下水道プランの短期計画の終了に伴い、中間見直しを行ったものです。



下水道プランの位置付け

1.3 計画の見直し

下水道プランでは、「健全経営」による事業の継続性を検討するため、PDCAサイクル※に基づき、概ね5年ごとに各種施策の実施状況や効果について分析・検証を行うとともに、下水道事業を取り巻く様々な社会環境の変化などへの対応を図るため、見直しを実施します。



下水道プランにおけるPDCAサイクルの考え方

1.4 西東京市公共下水道の歩み

本市の下水道事業計画[※]は、平成13年1月に旧田無市と旧保谷市が合併したことにより平成17年3月に荒川右岸東京流域下水道[※]の流域関連公共下水道[※]である西東京市公共下水道事業として両市の計画を合わせて変更を行い、全体計画[※]面積を汚水、雨水ともに現在1,590ヘクタールと定めています。

本市の下水道事業の主な経緯を以下に示します。

なお、表中に示す面積は、全体計画区域のうち、事業計画に位置付けた区域の面積値を示しています。

また、本市の汚水は、荒川右岸流域下水道清瀬水再生センター[※]で処理されています。

年 月	旧 田 無 市	旧 保 谷 市
昭和49年1月		当初下水道法 [※] 認可 汚水・雨水とも約 283.87ha
昭和50年11月	当初下水道法認可 汚水約 233ha、雨水約 48ha	
昭和53年2月		汚水区域拡大 約 541.13ha 雨水 変更無し
昭和56年12月	汚水区域拡大 約 516ha 雨水 変更無し	
昭和58年4月	公共下水道供用開始	
昭和59年4月		公共下水道供用開始
昭和60年1月		汚水区域拡大 約 877ha 雨水 変更無し
昭和61年2月	汚水区域拡大 約 689ha 雨水 変更無し	
平成10年2月	都市計画区域の面積変更に伴い変更 汚水約 680ha、雨水約 48ha	
平成10年10月		都市計画区域の面積変更に伴い変更 汚水約 905ha、雨水約 299ha
年 月	西東京市	
平成17年3月	都市計画区域の面積変更に伴い、面積及び処理分区、排水区 [※] 界並びに主要な下水道管きょの範囲を変更 汚水約 1,585ha、雨水約 332ha	
平成19年12月	雨水区域拡大 汚水約 1,585ha、雨水約 370ha	
平成23年12月	雨水区域拡大 汚水約 1,585ha、雨水約 470ha	
令和8年3月 (予定)	都市計画区域の面積変更に伴い、面積を変更 汚水約 1,590ha、雨水約 470ha	

本市下水道事業計画の経緯表

コラム

1

下水道のしくみ

各家庭や事業所などから排出された汚水は、下水管を通って下水道処理施設(水再生センター)に運ばれ、水再生センターで処理したきれいな水は、川や海にかえしています。本市の下水道は、東京都が設置する「流域下水道幹線」を経由し、清瀬水再生センターへ運ばれ、処理されています。



流域下水道とは

都道府県が二つ以上の市町村から
出る下水を集めて、処理するしくみ
です。

河川流域ごとの一体的な水質保全ができるとともに、スケールメリットによる効率的な事業運営（建設費、維持管理費の抑制）が行えます。

多摩地域において都が管理する水再生センターの配置と処理区



出典：「東京都下水道事業 経営計画 2021」

下水道を取り巻く現状

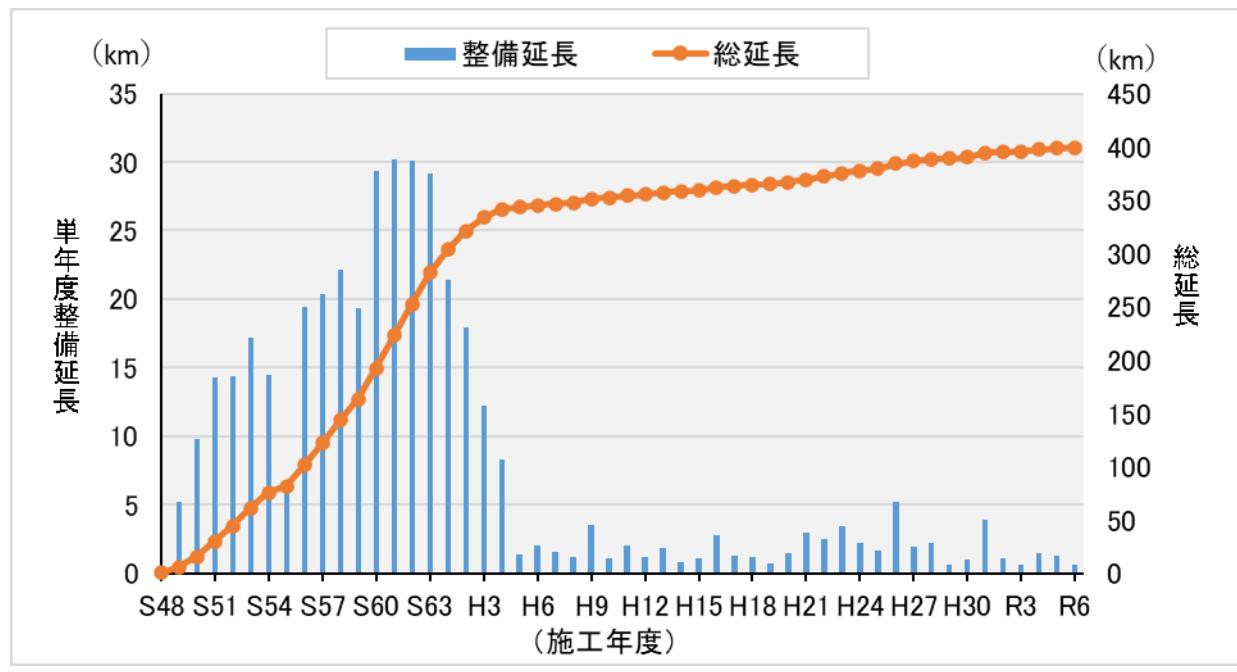
2.1 下水道施設のストック

本市では昭和48年度から下水道管きょの整備を進め、最盛期の昭和61年度には年間約30キロメートルもの整備が行われ、平成5年度には整備を概ね完了しています。近年における下水道管きょの整備は、都市計画道路※の築造や民間の開発事業に伴うもので、毎年1キロメートルから5キロメートルが整備されています。これまでに整備してきた下水道管きょは、令和6年度末時点で汚水管きょ約399キロメートル、雨水管きょ約9キロメートルで下水道管きょの総延長は約408キロメートルに上っています。

本市では、昭和48年度から平成4年度にかけて、集中的に下水道管きょの整備を進めており、令和6年度以降に、順次、布設から一般的な耐用年数※といわれている50年が経過していくことになります。

近年、全国的に下水道管きょの老朽化などに起因した事故等が増加しており、令和7年には、隣接する埼玉県で大規模な道路陥没事故が発生しています。下水道管きょの老朽化を放置すれば、大規模事故や下水道の機能不全などの発生につながり、日常生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼすリスクが増大することとなります。

本市では、こうした事故の発生や機能不全などを未然に防止するため、下水道ストックマネジメント計画※に基づき、下水道管きょの点検・調査やその結果に応じた改築・更新などの老朽化対策を事業費の平準化を図りながら、計画的に進めています。



年度別下水道管きょ（汚水）整備延長

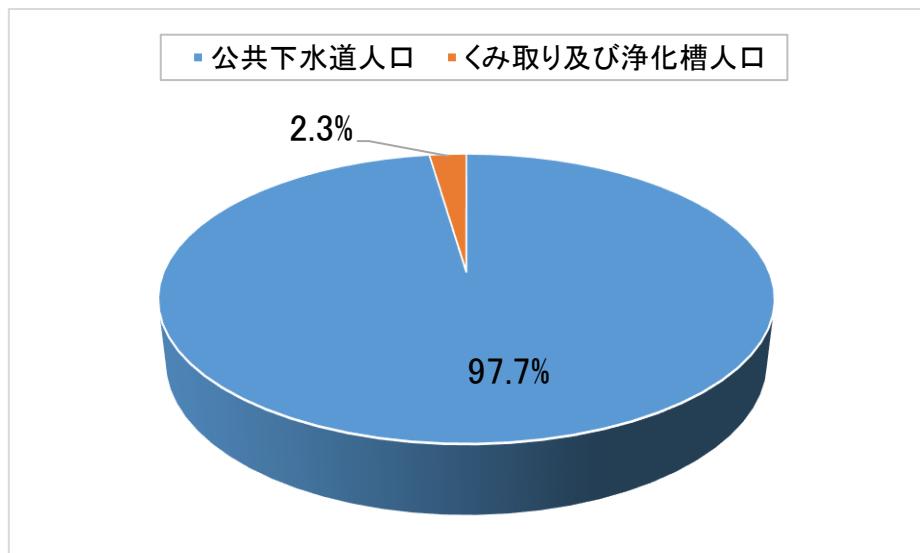
2.2 下水道水洗化率（汚水）

本市の下水道事業は、旧保谷市が昭和49年1月に、旧田無市が昭和50年11月に事業着手し、平成13年1月の合併により西東京市公共下水道となり現在に至っています。

汚水の面的整備は、平成5年度に概ね完了しています。

下水道は、一人ひとりの住民にとって必要不可欠な社会資本であり、健康で快適な生活環境を享受することに加え、広域的な水環境保全の観点からもできるだけ早く水洗化率※を100%とすることが望ましいものです。また、下水道事業は流入する汚水を処理する対価として使用料を徴収するものであることから、下水道への接続を促す必要があります。

令和6年度末時点で公共下水道を使用している人口は201,538人で、公共下水道を使用している人口割合（下水道水洗化率）は97.7%となっています。

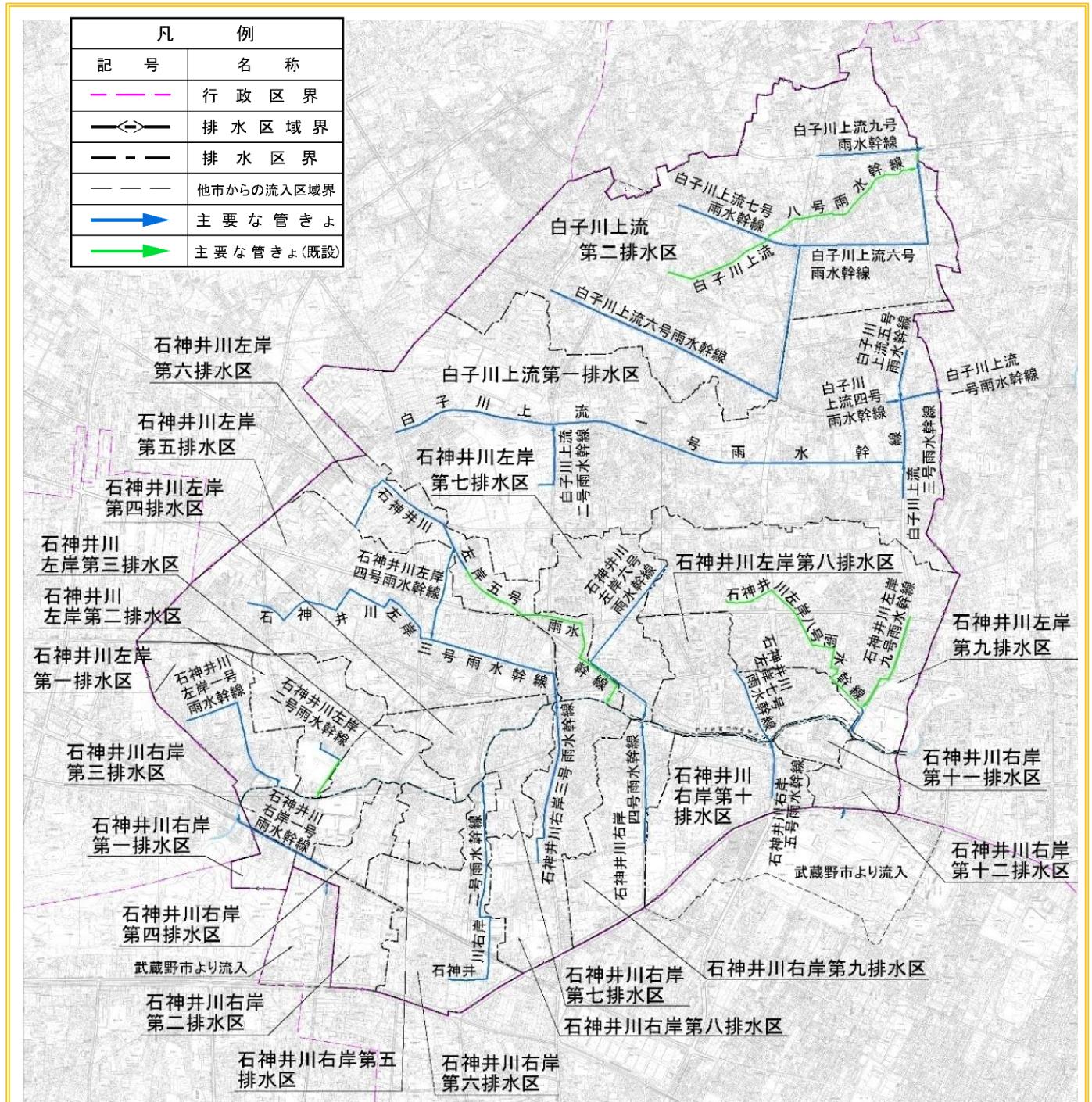


下水道水洗化率（令和6年度末時点）

2.3 雨水事業

2.3.1 雨水排水計画の現状

本市の雨水排水計画は、市内を 23 排水区に分割し、市内を流れる石神井川流域と白子川流域に雨水を放流するための雨水幹線を整備する計画となっています。排水区域面積は、石神井川流域は 919 ヘクタール、白子川流域は 671 ヘクタールであり、合計で 1,590 ヘクタールです。



荒川右岸東京流域下水道関連西東京市公共下水道計画一般図（雨水）

2.3.2 河川改修の現状

現在、石神井川は、東京都において、練馬区境の溜沢橋上流から柳沢橋上流までの1,140mの区間について1時間に50mm規模の降雨に対応できるように、護岸の整備や河道の拡幅が進められており、溜沢橋から東伏見橋までの区間の整備が完了しています。また、近年、1時間に50mmを超える集中豪雨や大型台風による降雨にも対応するため、同じく東京都において、武藏野市の都立武藏野中央公園から南町調節池※を結ぶ石神井川上流地下調節池の整備が進められています。

白子川は、東京都と埼玉県により1時間に50mm規模の降雨に対応する河川整備が進められています。しかし、下流部の河道拡幅には長期間を要する見込みのため、本川改修に先行して中流部に『比丘尼橋上流調節池』、『比丘尼橋下流調節池』、『白子川地下調節池』が整備され、現在、白子川地下調節池と神田川・環状七号線地下調節地を連結する環状七号線地下広域調節地の整備が進められています。

2.3.3 貯留浸透施設整備状況

東京都総合治水対策協議会※では、石神井川流域及び白子川流域について、豪雨対策計画を策定し、雨水の流出を抑制するため以下の流出対策を定めています。

施設	単位対策量
公共施設（建物）	600 m ³ /ha以上の対策
公共施設（車道）	290 m ³ /ha以上の対策
公共施設（歩道）	200 m ³ /ha以上の対策
公共施設（公園）	600 m ³ /ha以上の対策
大規模民間施設（500m ³ 以上）	600 m ³ /ha以上の対策
大規模民間施設（500m ³ 未満）	300 m ³ /ha以上の対策

【石神井川流域】石神井川流域豪雨対策計画(平成30年3月)

出典：「石神井川流域豪雨対策計画（改定）」（東京都総合治水対策協議会）
(https://www.tokyo-sougou-chisui.jp/river/syakujiigawa_H30.pdf)

施設	単位対策量
公共施設・公園（1.0ha以上）	950 m ³ /ha以上の対策
公共施設・公園（1.0ha未満）	500 m ³ /ha以上の対策
公共施設（車道）	290 m ³ /ha以上の対策
公共施設（歩道）	200 m ³ /ha以上の対策
大規模民間施設（1.0ha以上）	950 m ³ /ha以上の対策
大規模民間施設（500m ³ 以上）	500 m ³ /ha以上の対策
大規模民間施設（500m ³ 未満）	300 m ³ /ha以上の対策

【白子川流域】白子川流域豪雨対策計画(令和元年11月)

出典：「白子川流域豪雨対策計画（改定）」（東京都総合治水対策協議会）
(https://www.tokyo-sougou-chisui.jp/river/shirakogawa_R1.pdf)

2.3.4 浸水対策の状況

雨水の放流先となる石神井川流域と白子川流域では、東京都において河川改修等が進められていますが、これらが完成するまでの間は、市内の雨水幹線の整備を進められず、それぞれの河川に雨水を十分に放流できないのが現状です。

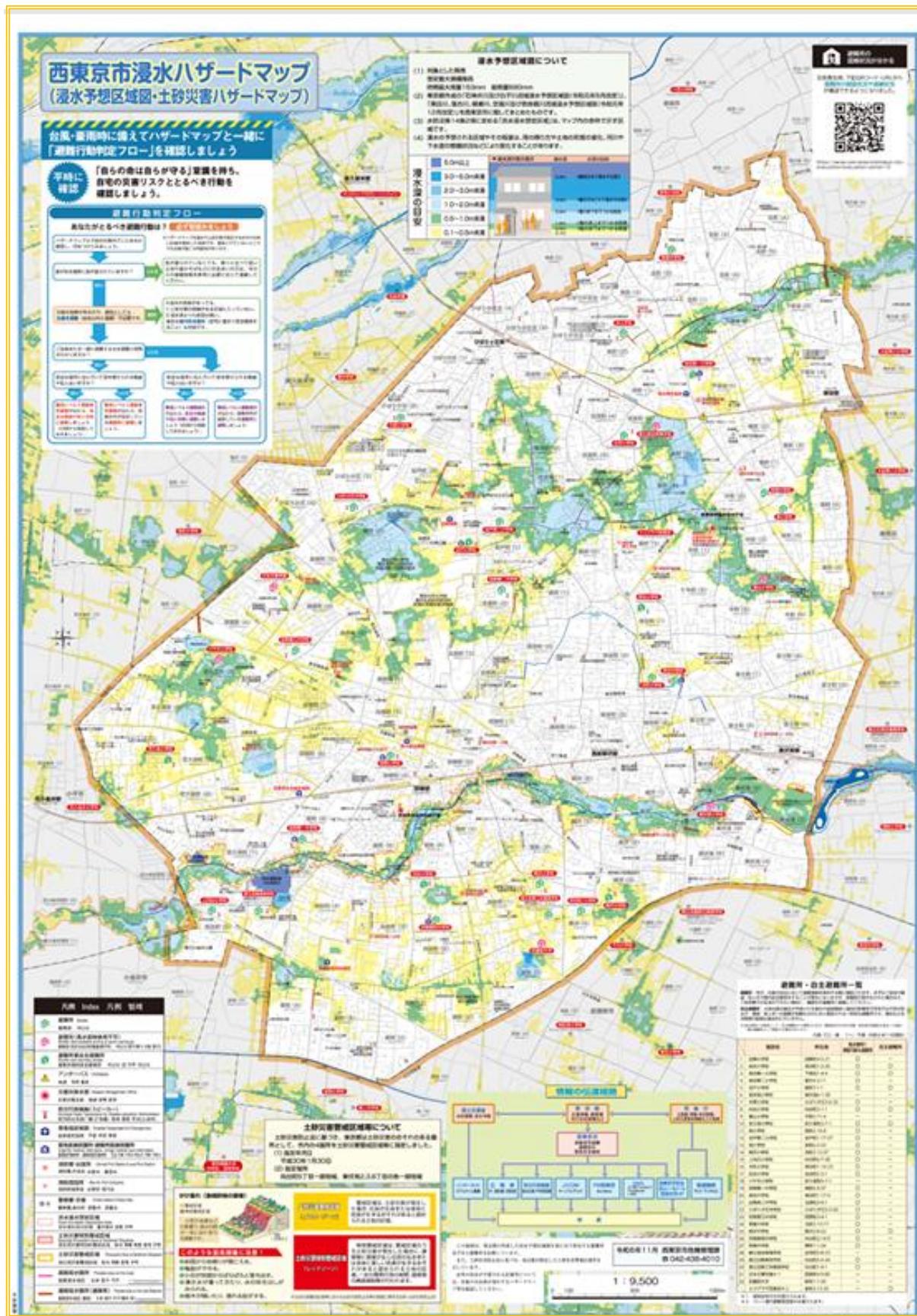
そのため、本市では、浸水箇所の状況に応じて、道路下等に雨水貯留浸透施設※を整備するなど、市内の浸水地域の軽減に努めてきました。

一方で、近年、集中豪雨や台風の大型化により、降雨状況の変化がみられ、浸水の危険性が高まっているといわれています。

引き続き、浸水地域への雨水貯留浸透施設等の整備に取り組んでいきますが、市内の浸水被害への抜本的な対応を図るために、雨水の放流先となる石神井川流域と白子川流域の河川改修等が不可欠であるため、東京都に対して、これら河川改修の早期完成を強く要望しています。

種別	R1までの累計	R2	R3	R4	R5	R6	合計	
浸透	浸透トレンチ(m)	101,109	1,685	1,358	1,251	1,372	1,275	108,050
	浸透ます(箇所)	13,782	581	631	460	511	501	16,466
	道路浸透ます(箇所)	2,095			6	2	10	2,113
	浸透U型(m)	4,066						4,066
	浸透池(m ³)	637						637
	浸透井(箇所)	2,327	49	60	52	59	49	2,596
貯留	貯留池(m ³)	2,749						2,749
	貯留槽(m ³)	9,659	13					9,672

年度別雨水貯留浸透施設の整備状況



令和6年11月時点の西東京市浸水ハザードマップ※（西東京市浸水予想区域図）

2.4 地震対策・大規模事故対策

近年、平成23年に東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）、平成28年に熊本地震、平成30年に北海道胆振東部地震、令和6年には能登半島地震など各地で地震が頻発し、また、南海トラフ地震、首都直下地震など大規模な地震発生の危険性が高まるなど、いつ、大規模な地震が発生してもおかしくない状況にあります。

東京都では、本市において大きな被害を及ぼすとされる多摩東部直下地震による被害想定を行っています。その結果、市内では震度6弱から震度6強が想定される地域があり、右の表に示すようなライフライン※の被害が想定されています。

下水道においては大規模な地震で下水道管きょ等が被害を受けることにより、長期にわたり下水道の機能不全に陥る事例が発生しているほか、マンホールの突出や路面異常、埋戻し土の液状化※に起因する被害などが多く発生することで、交通障害を引き起こすとともに、救援活動やその後の災害復旧活動にも支障をきたします。

また、近年、大規模な地震だけでなく、下水道管きょの老朽化に起因する大規模な事故により、日常生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼす事例が発生しています。

こうした中、本市では、平成25年度に策定した「西東京市下水道総合地震対策計画」に基づき、重要な幹線等の耐震化を実施し、大規模事故の発生を防止するため、下水道ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策に取り組んでいます。

あわせて市では、大規模な地震が発生した場合に備えて、下水道BCPを策定し、これに基づく訓練等に努めていますが、下水道BCPの実効性をより高めるため、下水道BCPを検証し、地震への対応だけではなく、大規模な事故が発生した際の対応などを検討することが必要となっています。

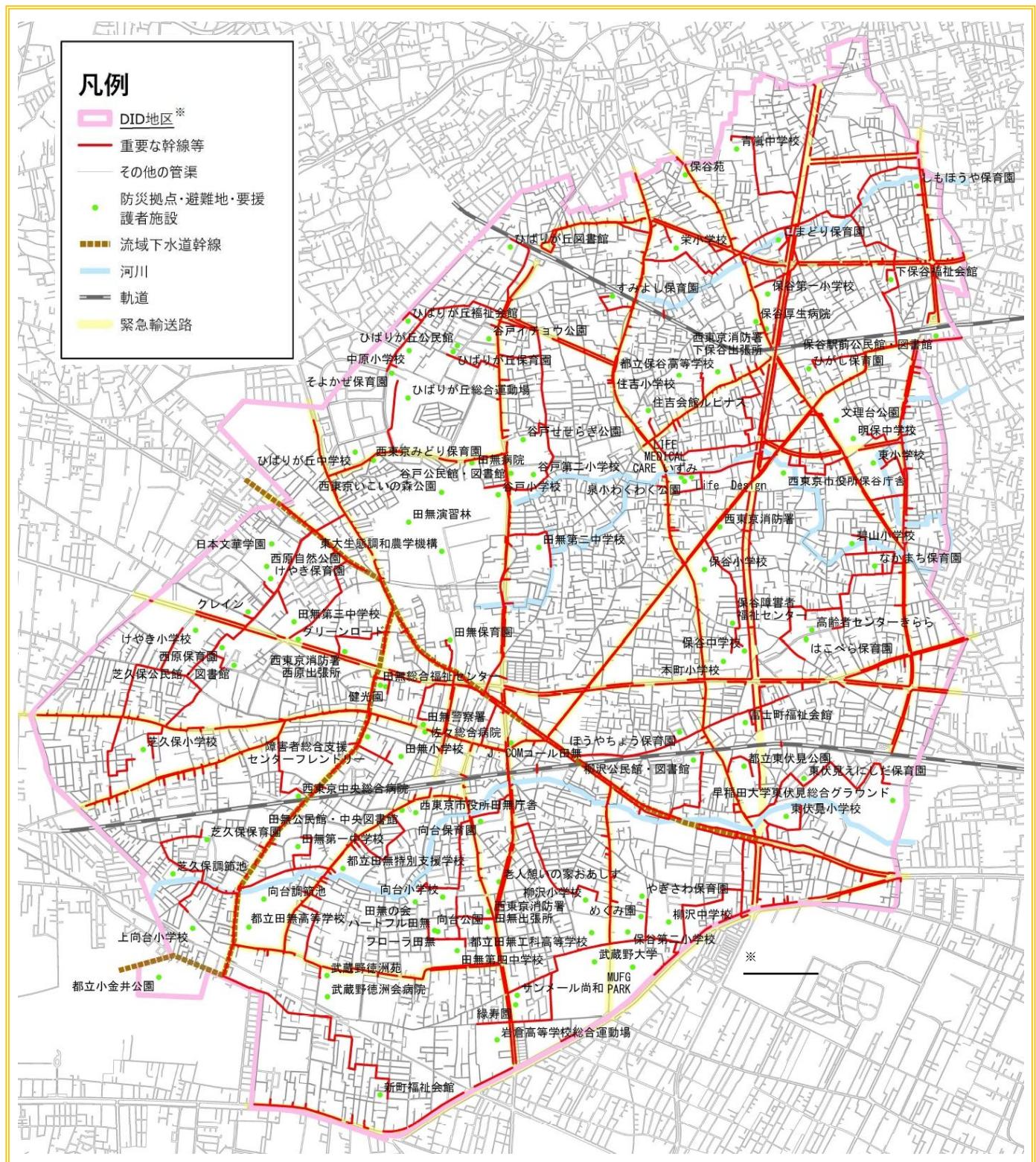
ライフライン	被害概要
電力（停電率）	11.3%
通信（不通率）	8.3%
ガス（供給停止率）	98.5%
上水道（断水率）	20.3%
下水道 (下水道管きょ被害率※)	5.3%

多摩東部直下地震によるライフラインの被害想
資料:西東京市地域防災計画(令和6年)

◎下水道BCPの訓練計画の例

- ・参集訓練
- ・安否確認訓練
- ・水防訓練
- ・情報伝達訓練（東京都下水道事業における災害時支援に関するルール）

出典：西東京市 下水道事業 業務継続計画 下水道BCP
(多摩地域下水道事業における災害時支援に関する情報伝達訓練より)



「重要な幹線等」の位置図

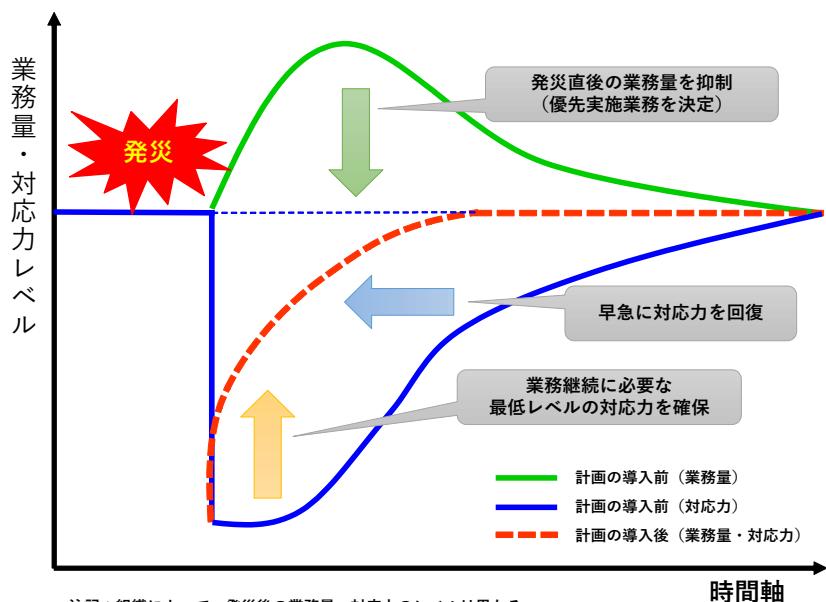
項目	合計 (m)	割合 (%)
①防災拠点など	6,139	1.54
②緊急輸送道路	80,511	20.16
③軌道横断	350	0.09
④河川横断	228	0.06
⑤避難地ルート	26,984	6.76
⑥要援護者施設	4,490	1.12
⑦幹線管渠	23,495	5.88
重要な幹線等 総延長 (重複なし)	113,440	28.41
市内下水道管による総延長 (汚水)	399,348	

※①～⑦の重要な幹線等の合計は重複している路線あり

「重要な幹線等」一覧

下水道BCP (BCP (Business Continuity Plan) : 業務継続計画)

人、モノ、情報、ライフラインなどの資源などが相当程度の制約を受けた場合を想定して、下水道機能の継続と早期回復を図るための計画です。確実に優先実施業務を行うために必要な対応手順（行動内容）を時系列で具体的に示した非常時対応計画、「対応の目標時間」または「現状で可能な対応時間」を早めるための事前対応計画、訓練・維持改善計画などから構成されます。



下水道BCPの導入に伴う効果イメージ

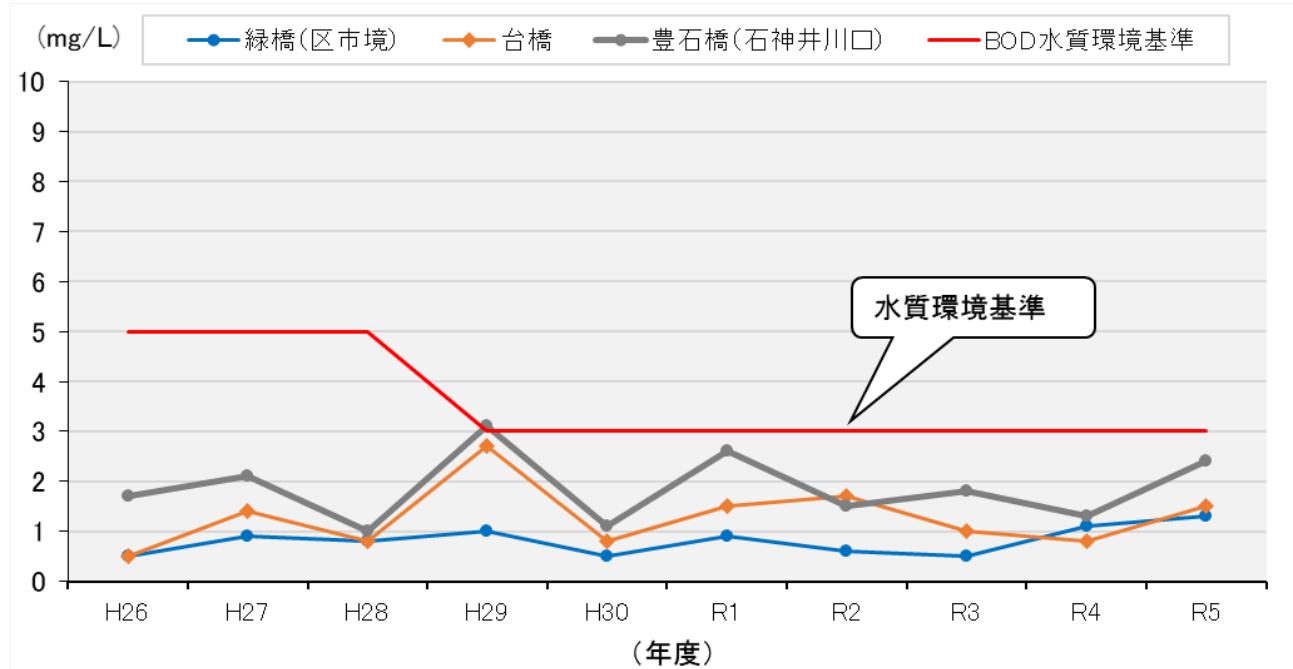
出典：下水道BCP策定マニュアル 2019年版（国土交通省）
<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001342056.pdf>

2.5 公用用水域の水質改善

本市には、北に白子川、中央部に新川（白子川支流）、南部に石神井川が流れています。

石神井川は、昭和 50 年代以前はそれまでの急激な都市化に伴う家庭雑排水により悪臭の漂う河川となっていましたが、公共下水道の整備により水質が改善されています。

石神井川における BOD※値の水質環境基準※は平成 28 年度までは 1 リットル当たり 5 ミリグラム以下、平成 29 年度以降は 3 ミリグラム以下です。平成 30 年度以降の水質検査では環境基準が達成されています。



出典：公用用水域※水質測定結果について（東京都環境局）
(https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/water/tokyo_bay/measurements/measurements/index.html)

石神井川の水質（BOD）の推移



昭和 35 年当時の石神井川
(現都営田無南町四丁目アパート付近)



現在の石神井川
(溜湧橋付近)



白子川(暗きよ)(下保谷付近)



新川(暗きよ)(中町付近)

コラム 2

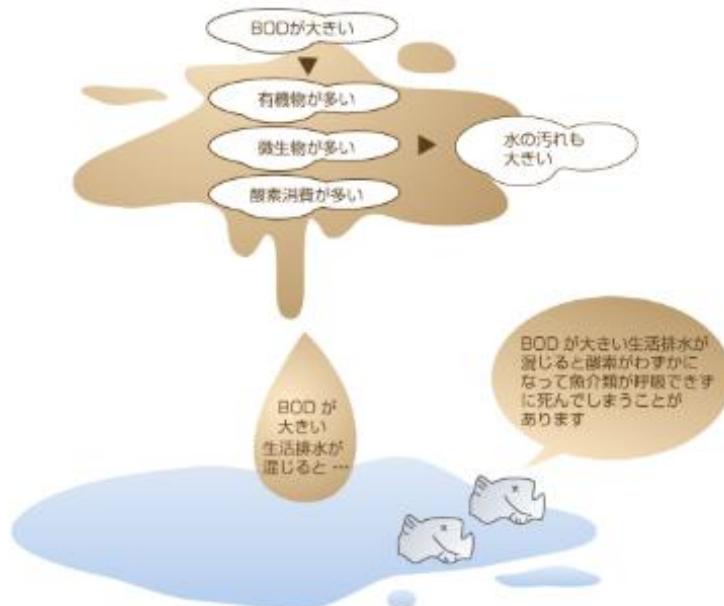
ビーオーディー
BODって何?
Biochemical Oxygen Demand
(バイオケミカル・オキシゲン・デマンド)
生物学的酸素要求量

BOD(ビーオーディー)は水の汚れがどれくらいあるかを示しています。



BOD(ビーオーディー)は、水の中の汚れ(有機物)がどれくらいあるかを示すものです。水の汚れ(有機物汚染)が大きいと、水中の微生物(好気性微生物)がたくさん増え、息をする(無機化する)ことによって酸素がたくさん使われます。BODのそのままの意味では、それらの微生物によって使われた酸素の量のことをいいます。BODが大きければ水中の汚れ(有機物汚染)が大きいことを示すため、水の汚れ度合いの指標とされています。

※BOD: 水中の有機物が一定時間(5日間)・一定温度(20°C)で、微生物が酸化分解するときに消費される酸素量



出典: 環境省 HP より

<https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/himitsu/onepoint/07.html>

BODの説明

2.6 経営状況

本市の下水道事業においては、汚水の面的整備は平成5年度に概ね完了し、整備率はほぼ100%となっています。

これからは、施設の老朽化が進むため、維持管理費用や改築・更新費用の増加が見込まれ、その財源の確保が課題となっています。

また、将来予想される人口減少や企業などの大口使用者の汚水量削減による下水道使用料収入の減少のほか、物価高騰や人件費の上昇などによる経費の増加が見込まれ、下水道事業の経営環境は年々厳しさを増しています。

このような状況から、重要な公共インフラである下水道サービスを継続的に提供するためには、安定した下水道経営の実現が不可欠であり、そのためには、長期的な経営という観点を持つことが必要となります。

また、下水道施設の維持管理及び改築・更新を着実に進めていくための業務執行体制を構築することが求められます。

なお、短期計画期間内の経営状況については、第3章「短期計画における取組の成果」の中で、ご説明します。

短期計画における取組の成果

令和3年3月に策定した現行の下水道プランで掲げた8つの「主要な施策と目標」に対しての取組内容やその結果を整理します。

基本理念	基本方針	主要な施策と目標 () は目標	施策の展開
未来へつなぐ、安全な暮らしと快適な水環境を創生する下水道	持続性の確保 施設再生による	維持管理 (<u>予防保全型維持管理</u> ※により安定的なサービスを提供します)	<ul style="list-style-type: none"> ●予防保全型の維持管理 ●<u>下水道管きょ台帳</u>※を活用した施設情報の管理 ●汚水管きょにおける雨水時浸入水対策の推進
		改築・更新 (下水道施設の持続的な機能を確保します)	<ul style="list-style-type: none"> ●計画的な改築・更新の実施
	安全・安心で快適な暮らしの実現	下水道水洗化率100% (汚水) (下水道水洗化率100% (汚水)を達成し、良好な生活環境・水環境を保全します)	<ul style="list-style-type: none"> ●公共下水道による水洗化促進
		浸水対策 (浸水からまち・人・財産を守り、安全・安心なまちづくりを推進します)	<ul style="list-style-type: none"> ●白子川流域の雨水流出先の整備 ●流出抑制施設の整備 ●<u>ソフト対策</u>※の拡充及び自助・共助の促進による総合的な浸水対策
	良好な環境の保全	地震対策 (震災時における市民生活を守るため、地震に強い下水道事業運営を目指します)	<ul style="list-style-type: none"> ●下水道管きょの改築・更新と合わせた効率的な耐震化 ●実効性の高い業務継続計画 (B C P) の対応力強化 ●B C P訓練の実施
		水循環の保全 (公共用水域の保全に努めます)	<ul style="list-style-type: none"> ●排水の水質監視 ●<u>雨水浸透施設</u>※の整備促進
	健全な下水道経営	経営の健全化 (計画的かつ効率的な事業経営により経営基盤を強化し、持続可能な下水道サービスを提供し続けます)	<ul style="list-style-type: none"> ●改築・更新費用の平準化 ●職員数の適正化 ●経営指標を用いた事業運営
		姿の見える下水道 (積極的に情報開示を行い、市民に分かりやすい下水道事業を目指します)	<ul style="list-style-type: none"> ●市報、ホームページなどを活用した情報提供の充実

3.1 主要な施策 《維持管理》

3.1.1 取組内容

● 予防保全型の維持管理

令和3年度から令和6年度の取組として、定期的に汚水が詰まりやすい箇所等を調査・清掃し、排水機能の維持を図ってきました。また、陥没の危険が予測される箇所については、テレビカメラ調査*等で下水道管きょの状態を確認し、必要に応じて修繕*を実施しました。

計画的な下水道管きょの老朽化対策として、ストックマネジメント計画に基づき、順次、下水道管きょの状態を目視またはテレビカメラ調査で確認してきました。

また、下水道管きょと合わせて、ポンプ施設やマンホール蓋の点検・調査を行ってきました。

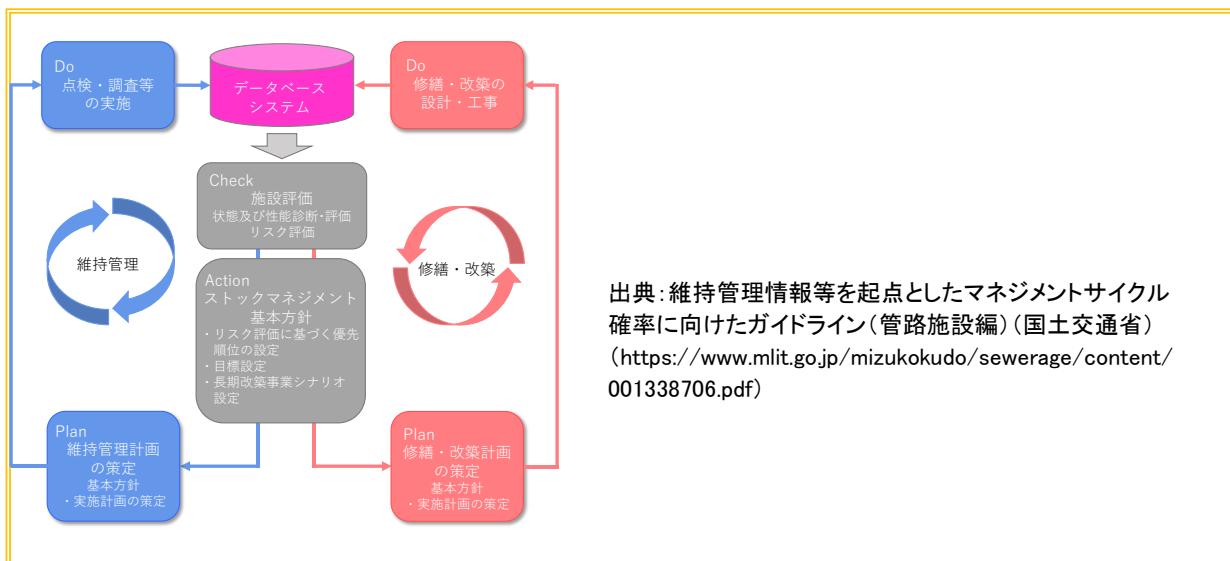
◆ 主な取組結果（令和3年度～令和6年度） ◆

・ストックマネジメント計画に基づく調査結果

下水道管きょ： 約408kmのうち、約56kmの点検を実施

ポンプ施設： 4施設について、毎年度機械・電気設備等点検を実施

マンホール蓋： 18,087箇所のうち、4,351箇所の点検を実施



維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル

●公共下水道台帳システムを活用した施設情報の管理

ストックマネジメントの調査で実施した点検結果や改築・更新の履歴を「公共下水道台帳システム」へ新たに登録し、下水道管きょの情報を一元管理することで施設の適正な管理に役立ててきました。

◆ 主な取組結果（令和3年度～令和6年度） ◆

公共下水道台帳システムへの追加データ入力

- ・下水道管きょ延長 : 約 4 km
- ・管路診断データ : 約 56 km
- ・人孔蓋診断データ : 4,351 箇所



公共下水道台帳システム表示例

●汚水管きょにおける雨天時浸入水対策の推進

雨天時浸入水対策として、東京都が実施した浸入水量調査の結果により、浸入水量が多いと判断された地区について、流量計等により流入する箇所の絞り込みを行い、現地調査・テレビカメラ調査・送煙調査※により、判明した原因箇所の対策を行ってきました。

◆ 主な取組結果 (令和2年度～令和6年度) ◆

浸入水率の高い地区約178ha のうち、令和2年度から令和6年度に約103ha を調査し、対策を実施

年 度	実 施 項 目
令和2年度	・約9haに対して、音響調査による誤接続調査※を20箇所実施
令和3年度	・約24haに対して、絞り込み調査のための浸入水量調査を4箇所実施 ・簡易テレビカメラ調査 約3.6kmを実施
令和4年度	・直接浸入水対策として、マンホール有孔蓋16箇所を交換
令和4年度～ 令和6年度	・約70haに対して、絞り込み調査のための浸入水量調査を17箇所実施 ・送煙調査を約4.5km実施

雨天時浸入水対策 調査結果

3.1.2 取組を踏まえた新たな課題

ストックマネジメント計画では、すべての下水道管きょうの調査を完了するまでに30年程度の期間を要します。下水道管きょうの破損などが原因で発生する道路陥没のような事故や機能不全を未然に防止するためには、長期間にわたって、計画的に取り組んでいくことが不可欠です。

一方で、下水道施設の老朽化が原因で発生した大規模陥没事故を契機に、下水道施設の点検・調査や老朽化対策の重要性・緊急性が全国的に注目されています。

ストックマネジメント計画による取組は長期間に及ぶことから、その間に発生する恐れがある事故を未然に防止するためにも、ストックマネジメント計画による調査を補完するための点検・調査の方法や調査サイクルの短縮について、国において推進しているデジタル技術の活用なども含めて検討する必要があります。

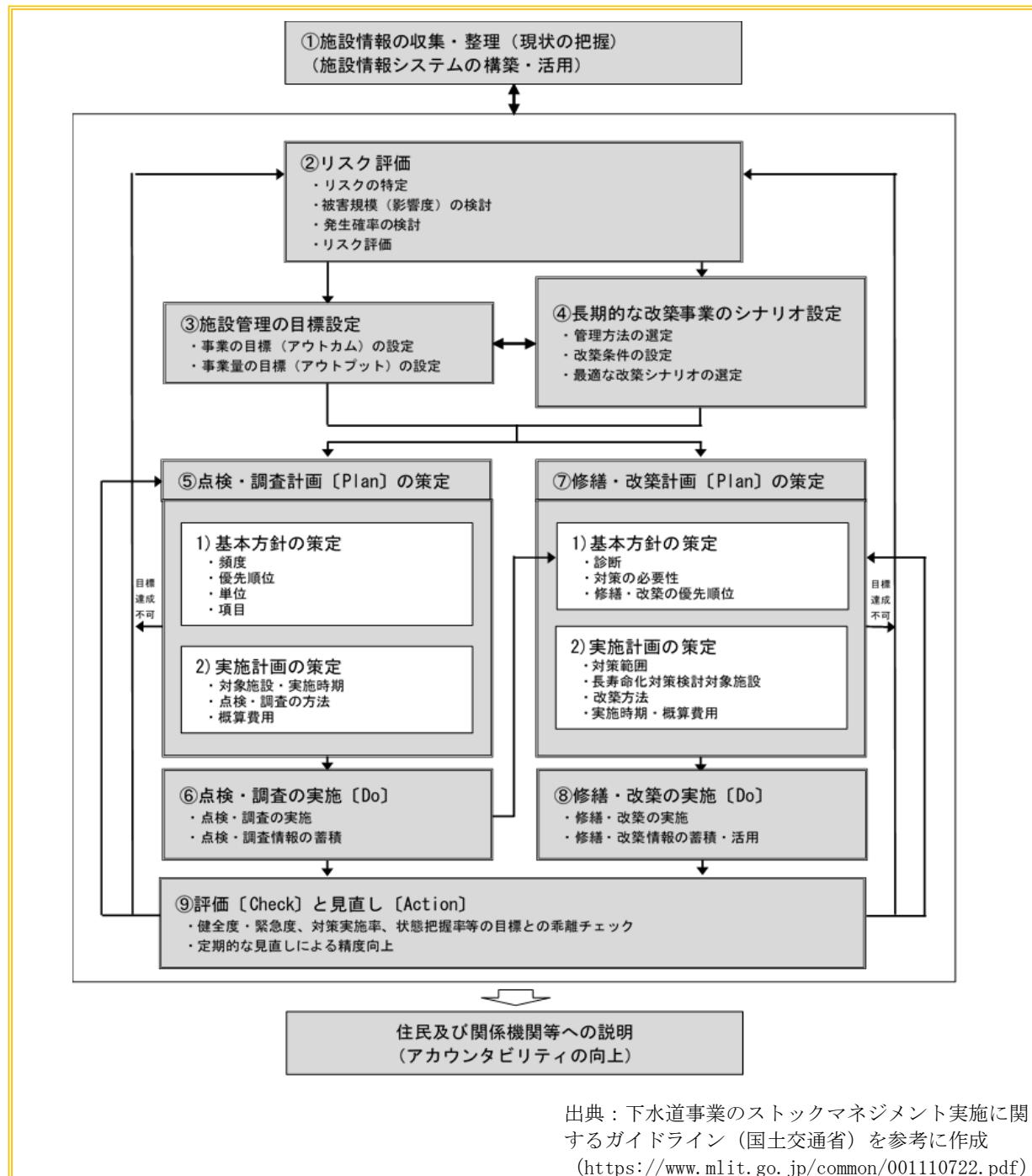
3.2 主要施策 《改築・更新》

3.2.1 取組内容

●計画的な改築・更新の実施

ストックマネジメント計画に基づき、令和元年度から令和4年度までに点検・調査した下水道幹線管きよ約56kmについて、令和5年度は、健全度や緊急度を判定する診断を行い、対策の必要性を整理した「下水道ストックマネジメント修繕・改築計画」を策定し、令和6年度は、改築すべき箇所について実施設計を行いました。

なお、令和7年度からは、改築工事及び修繕工事を実施しています。



出典：下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）を参考に作成
(<https://www.mlit.go.jp/common/001110722.pdf>)

◆ 主な取組結果 ◆

ストックマネジメントの下水道管きょ診断結果（令和元年度から令和4年度の調査分）

・改築工事が必要 延長約 **2** k m (うち短期計画期間内延長 0.95 k m)

・修繕工事で対応 延長約 **23** k m (うち短期計画期間内延長 12.0 k m)

(単位: k m)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	計
調査延長	14.1	14.1	14.0	14.0	14.4	13.2	83.8
うち改築工事が 必要な延長	0.05	0.95	0.47	0.48	—	—	1.95
うち修繕工事が 必要な延長	3.3	7.3	5.6	6.4	—	—	22.6

下水道管きょ診断結果

3.2.2 取組を踏まえた新たな課題

今後もストックマネジメント計画に基づき改築・更新を進めていきますが、市内すべての下水道管きょを点検・調査し、必要に応じて改築・更新するには30年程度の期間が必要です。また、今後、継続的に改築・更新に取り組む必要があるため、実施体制の確保が課題です。

3.3 主要な施策 『下水道水洗化率 100% (汚水)』

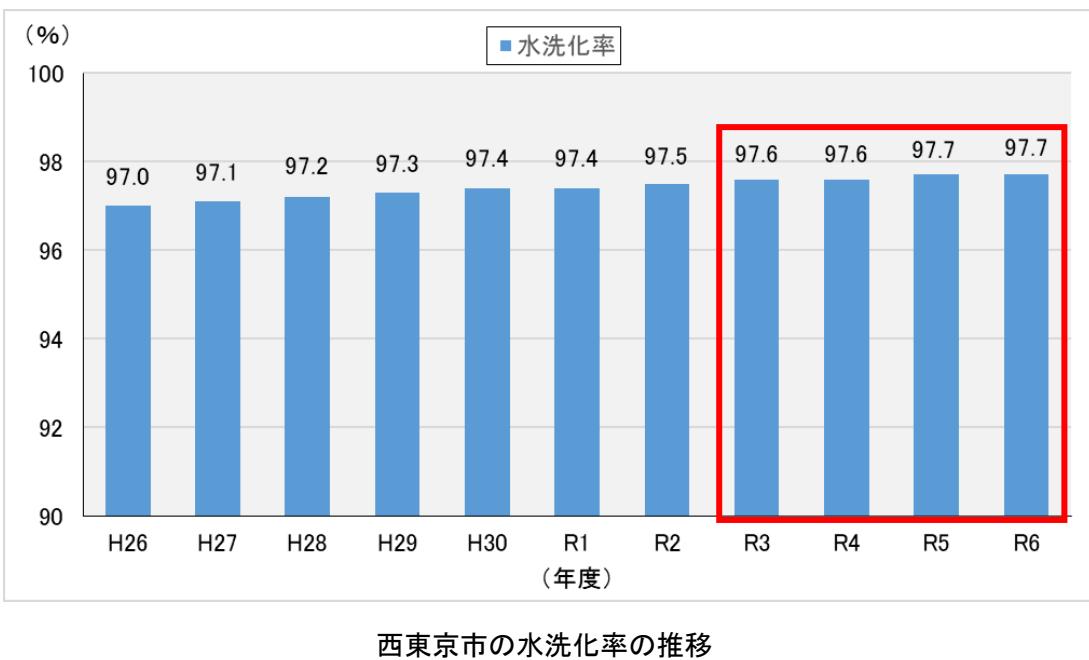
3.3.1 取組内容

●公共下水道による水洗化促進

下水道整備の必要性について理解を求め、公共下水道による水洗化を促すため、市報やホームページなどで周知を図り、水洗化率の向上に努めてきました。

◆ 主な取組結果 ◆

令和6年度末時点では、公共下水道使用人口割合は約 97.7%で、くみ取り及び浄化槽[※]使用人口割合は 2.3%となっています。



3.3.2 取組を踏まえた新たな課題

これまで、市報やホームページにより水洗化の促進の普及活動を実施していますが、令和2年度からの5年間で水洗化率は0.2ポイントの増加に留まっているため、引き続き、目標達成に向けて取り組む必要があります。

3.4 主要な施策 《浸水対策》

3.4.1 取組内容

●白子川流域の雨水流出先の整備

東京都総合治水対策協議会において策定された「白子川流域豪雨対策計画（改定）」（令和元年11月）において示されている白子川流域の雨水流出先となる白子川一号幹線について、事業主体となる東京都と整備に向けた協議を進めてきました。

●流出抑制施設の整備

局地的な豪雨に伴う道路冠水などによる市内の浸水地域の軽減を図るため、浸水箇所の状況に応じて、道路下に雨水貯留浸透施設を令和2年度から令和6年度で7箇所に設置を進めてきました。

また、雨水流出抑制の一環として、宅地開発に対する雨水流出抑制の指導や個人住宅への雨水浸透施設設置工事に対する助成事業を実施しており、令和2年度から令和6年度の期間で30件の助成実績があります。

◆ 主な取組結果（令和3年度～令和6年度）◆

雨水貯留浸透施設	令和2年度	令和6年度	令和3～6年度増加数
浸透トレンチ（m）	102,794	108,050	+5,256
浸透ます（箇所）	14,363	16,466	+2,103
浸透井（箇所）	2,376	2,596	+220

※各年度の数値は、年度末の実績

雨水貯留浸透施設の推移

●ソフト対策の拡充及び自助・共助の促進による総合的な浸水対策

浸水ハザードマップを毎年度更新・公表しています。

令和3年度には、白子川の水位をリアルタイムで確認できるように、また、石神井川についても、東京都が設置した河川監視カメラの映像が確認できるようにホームページで公開しました。

また、集中豪雨や台風が発生した際は、市職員が市内を巡回し、溢水地域の状況把握に努めてきましたが、令和5年度には、西東京市公式LINE（LINE）を活用し、市民からも浸水状況や道路・公園等の不具合を情報提供（通報）できるようになりました。

3.4.2 取組を踏まえた新たな課題

台風や集中豪雨時に市内の低地部で溢水が発生し、市民への影響が生じています。本市の雨水排水計画は、市内を石神井川流域と白子川流域に分け、それぞれの河川に雨水を放流するための雨水幹線を整備する計画となっており、市内の浸水を解消するためには、雨水幹線の整備が不可欠です。

白子川流域については、流域の雨水流出先となる東京都が施行する「白子川一号幹線」の整備の早期着手を引き続き東京都に対し要望するとともに、白子川一号幹線に接続する市が施行する「白子川上流六号雨水幹線」の整備を早期に進めていく必要があります。

石神井川流域についても、台風や集中豪雨時の河川排水が十分に機能するための河川改修や石神井川上流地下調節池事業が進められていますが、引き続き、東京都に対し早期完成を要望していく必要があります。

また、近年の気候変動の影響により、集中豪雨や大型台風が頻発し、内水氾濫による危険性が増大したことから、国の法改正により「雨水出水浸水想定区域」の指定が義務付けられました。このことを受けて、浸水地域のシミュレーションを踏まえ、内水ハザードマップを作成し、市民などに災害時用の避難行動等に資する情報提供を行うことや、浸水対策を計画的に実施していくための「雨水管理総合計画」の策定が求められています。



白子川一号幹線及び白子川上流六号雨水幹線位置図

3.5 主要な施策 《地震対策》

3.5.1 取組内容

●下水道管きょの効率的な耐震化

地域の防災拠点や避難所などに通じている下水道管きょの重要な幹線などについては、西東京市下水道総合地震対策計画に基づき、平成30年度までに「陶管の布設替」、「下水道管きょと人孔の接続部の可とう化」及び「人孔浮上防止対策」などの地震対策を完了しました。また、下水道管きょなどを新設する際には、布設時に耐震化工事も実施しており、その他の下水道管きょに対しては、老朽化対策として実施する管きょ等の耐震化を合わせて実施することで、効率的に耐震化を進めています。

●実効性の高い業務継続計画（B C P）の対応力強化

過去の大規模地震では、下水道施設の被害状況の調査、施設の復旧に不可欠な人員、モノ（設備や資機材など）、ライフラインなどに相当の制約が生じています。本市では、被災時においても下水道事業を中断させない、または、中断しても可能な限り短い期間で事業を再開するため、下水道B C Pを策定しています。

また、災害時における広域的な支援体制の強化（東京都下水道事業における災害時支援に関するルール）などに応じて、下水道B C Pも隨時、修正を行っています。

◆ 主な結果（令和3年度～令和6年度） ◆

令和4年8月 下水道B C Pの修正の実施（東京都下水道事業における災害時支援に関するルールの反映 等）

● B C P訓練の実施

災害時における下水道B C Pの実効性を高めるため、職員参集訓練、安否確認訓練、水防訓練のほか「東京都下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく広域的な情報伝達訓練を実施しています。

◆ 主な取組結果（令和3年度～令和6年度） ◆

- ・下水道B C Pに基づく訓練の実施
 - ・参集訓練、安否確認訓練
 - ・水防訓練
 - ・東京都下水道事業における災害時支援に関するルールに基づく災害時支援に関する情報伝達訓練

3.5.2 取組を踏まえた新たな課題

現在実施している下水道B C Pに基づく訓練は、主に情報伝達訓練が中心となっていることから、多摩直下地震等の大地震によるライフラインの被害を想定した、より実効性の高い訓練を検討する必要があります。

また、震災による被害以外にも下水道施設の老朽化が原因で発生した大規模陥没事故を契機に、下水道施設の老朽化対策の重要性や緊急性が全国的に注目されています。

「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」からの提言で、「事故直後からの確実な財源や人的リソースの確保が、復旧の初動を左右する可能性もあることを強く認識し、平時から事故等を見据えた財政余力や対応体制を確保するよう努める必要がある」として、「最悪の事故を想定した業務継続計画(B C P)などで、あらかじめ緊急時の指揮命令系統や危機管理体制の構築」が掲げられています。このような状況を踏まえ、現行の下水道B C Pについて震災以外の項目についても検証し、必要な見直しを検討する必要があります。

3.6 主要な施策 《水循環の保全》

3.6.1 取組內容

● 排水の水質監視

特定施設等の事業場について、排水監視及び水質検査を行い、水環境の保全に努めています。また、石神井川の水質は調査の結果、基準値内を保っています。

●雨水浸透施設の整備促進

浸水対策のみならず地下水・湧水のかん養※に寄与する側面を持ち合わせている雨水浸透貯留施設の設置や宅地開発に対する雨水流出抑制の指導のほか、個人住宅への雨水浸透施設設置費用の助成を実施してきました。雨水浸透施設設置費用の助成事業については、令和2年度から令和6年度の期間で30件の助成実績があります。(P24 主要な施策3.4 浸水対策、流出抑制施設の整備 再掲)

出典：貯留浸透施設のタイプ（公益社団法人　雨水貯留浸透技術協会）
(<https://arsit.or.jp/technical>)



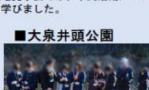
浸透施設のイメージ

3.6.2 取組を踏まえた新たな課題

流域下水道の管理者である東京都と連携し、公衆衛生の確保に努めていますが、今後も水環境の保全に向けて、これまでの取組を継続させていく必要があります。

コラム3 「川でつながる発表会」

新河岸川流域川づくり連絡会は、「いい川づくりの実現」に向け、国、都、市町村、市民等が一体となって、流域について考え、取り組んでいます。令和6年度は、西東京市で発表会が開催されました。

第20回川でつながる発表会	
■主催 新岸川流域づくり連絡会	1
12月15日（日）に「第20回川でつながる発表会」を開催しました。午前は練馬区・西東京市内の歴史や水循環に関する現地の見学として大泉井頭公園・谷戸せせらぎ公園、暗渠を見学しました。午後からは新岸川流域内で活動している中学生から大学生が、水質や生き物、環境等を対象にした様々な学習・活動等の活動成果を発表し、世代を超えた交流を行いました。	
開催概要	
開催日時	令和3年12月15日（日） 9:30～15:45
開催場所	西東京市立明徳中学校 体育館
参加人数	延べ53名
プログラム	
9:30	開会挨拶
9:40	①見学会 新岸川流域公園、谷戸せせらぎ公園、暗渠を見学しました。
13:00	②発表会 新岸川流域で活動する中学生から大学生の活動成果を発表しました。
15:00	③交流会 パルケ等を通じ、参加者同士の世代を超えた交流を行いました。
15:30	閉会式・表彰式・記念撮影
<p>①見学会 現地見学会では、市民活動について理解を深めるとともに、歴史や水循環について学びました。</p> <p>■大泉井頭公園</p>  <p>白子川溝流・水辺の会の会員の方々とともに、大泉井頭公園を観学しました。</p> <p>■谷戸せせらぎ公園</p>  <p>公園には、かつて地下水が豊かであったことを示す月戸があります。</p> <p>■暗渠</p>  <p>新岸川の歴史を学びました。</p>	

出典：新河岸川流域川づくり連絡会（荒川下流河川事務所）

(https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000906670.pdf)

3.7 主要な施策 《経営の健全化》

3.7.1 取組内容

●改築・更新の平準化

西東京市下水道事業経営戦略で示されている「投資・財政計画（収支計画）」及びストックマネジメント計画に基づき、投資の平準化を図ってきました。

●職員数の適正化

下水道事業を迅速に推進していくために適正な職員数の確保に努めてきました。

令和6年度の下水道事業会計の職員数

収益勘定支弁職員※ 8名 資本勘定支弁職員※ 3名 計 11名

●経営指標を用いた事業運営

西東京市下水道事業経営戦略で示されている「投資・財政計画（収支計画）」等に基づき、健全で安定的な事業経営に努めてきました。

その結果、令和2年度からは、財源不足の補填に係る一般会計※からの繰入れをせずに事業を運営しています。なお、経費回収率※は100%以上を保ち、回収すべき経費はすべて使用料で賄えている状況となっています。

＜資本費と維持管理費＞

公営企業会計※においては、資本費は「作るための費用」、維持管理費は「使い続けるための費用」と棲み分けされます。

○資本費



資本費とは、下水道管きょ等に対し「建設・取得・改良」するために使うお金のことです。つまり、長期的な投資にあたります。

公営企業会計では、資本費は将来にわたって価値を生み出す支出なので、下水道管きょ等の工事実施後に発生する、「減価償却費」「支払利息」等が対象となります。

○維持管理費



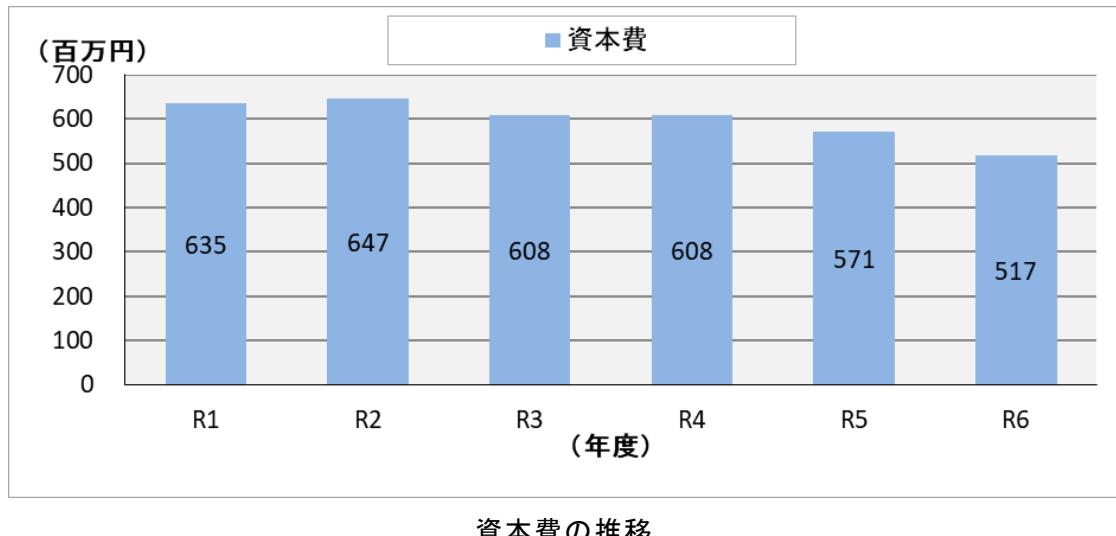
維持管理費とは、すでにある施設や設備を安全・快適に使い続けるための費用です。つまり、日常的な運営やメンテナンスのための費用です。

公営企業会計では、維持管理費は「その年に消費される費用」なので、経費として処理されます。主に「修繕費や点検費」、「光熱水費」、「人件費（管理や運用に関わるもの）」等が対象となります。

3.7.1.1 資本費の推移

資本費とは、減価償却費※や支払利息など、下水道施設の整備や改良にかかる費用のことです、令和6年度の資本費は、約5億1,000万円となっています。

借り入れた企業債※の償還が進んでいることもあり、資本費は年々減少しています。

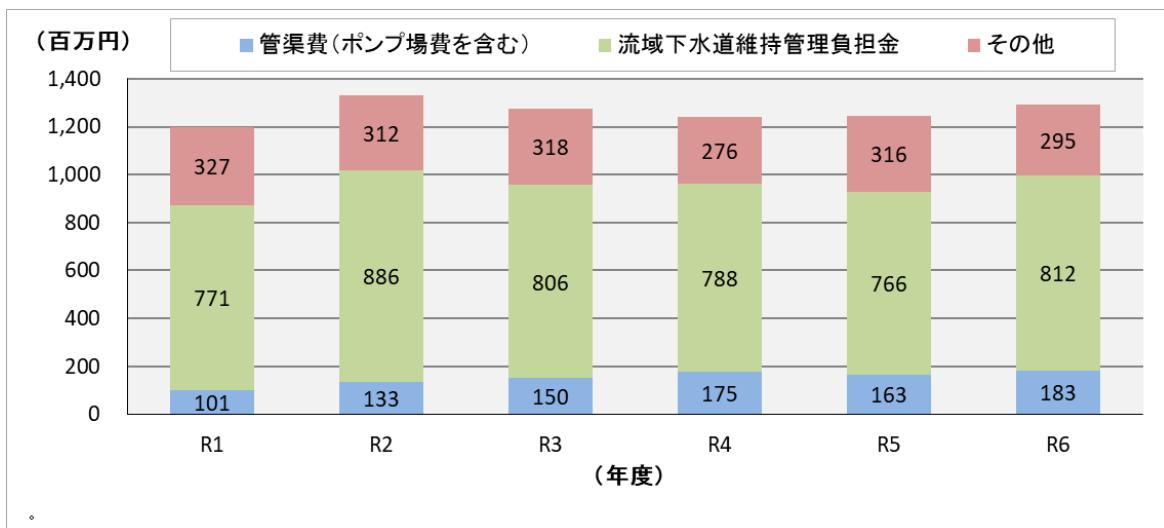


3.7.1.2 維持管理費の推移

維持管理費とは、下水道管きょの修繕費や流域下水道維持管理負担金※など、下水道施設を適切かつ安定的に維持・管理するために継続的にかかる費用のことで、令和6年度の維持管理費は、約13億円となっています。そのうち、6割程度を流域下水道維持管理負担金が占めており、令和6年度は約8億1,000万円となっています。

維持管理費については、ストックマネジメント計画に基づく下水道管きょの修繕と合わせて、ポンプ施設やマンホール蓋の点検・調査や雨天時浸入水対策実施のため、今後増加していくことが見込まれます。

また、昨今の物価高騰や人件費の上昇の影響のほか、東京都では、令和8年度から流域下水道維持管理負担金単価の改定が検討されており、負担金単価の増加が見込まれることから厳しい状況になることが見込まれます。

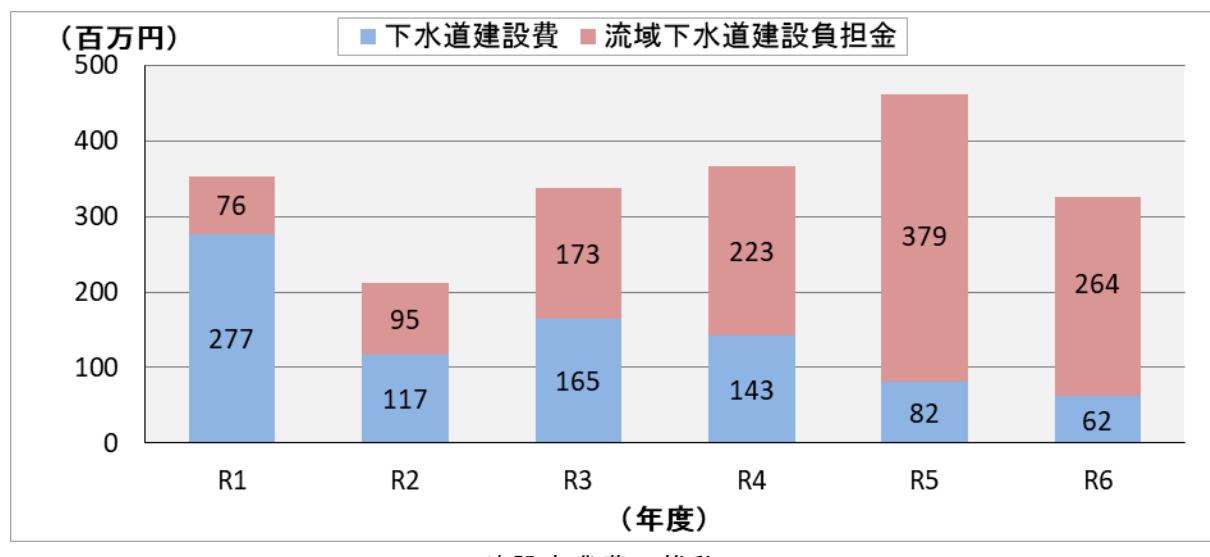


3.7.1.3 建設事業費の推移

建設事業費とは、下水道管きょの布設替え工事や流域下水道維持建設負担金※など、下水道管きょの施設や改築・更新するためにかかる費用で、令和6年度の建設事業費は、約3億3,000万円となっています。

建設事業費は、道路工事の進捗状況によって、年度間に違いが生じていますが、今後は、ストックマネジメント事業により老朽化した下水道管きょの改築・更新等に取り組んでいくことから、増加していくことが見込まれます。

また、流域下水道建設負担金については、東京都に対して、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用を負担していますが、改築や修繕の状況により変動が大きく、ここ10か年では約8,000万円から約3億8,000万円の範囲で推移しています。



3.7.1.4 企業債残高の推移

本市では、下水道の整備に係る財源として、企業債を活用していますが、汚水管等の整備を進めていた時期と比較すると借入額（起債※額）は減少しており、令和6年度は、約2億9,000万円の借り入れとなっています。

企業債の償還額については、汚水管等の整備を進めていた時期に起債した企業債の償還が進んでいることから減少しており、令和6年度は約3億6,000万円となっています。

その結果、令和6年度末の企業債残高は、約59億5,000万円となっており、合併時点（平成12年度決算）の残高（約289億3,000万円）と比較して約2割程度まで減少しています。

今後は、ストックマネジメント事業により老朽化した下水道管きょの改築・更新等に伴い、増加していくことが見込まれます。

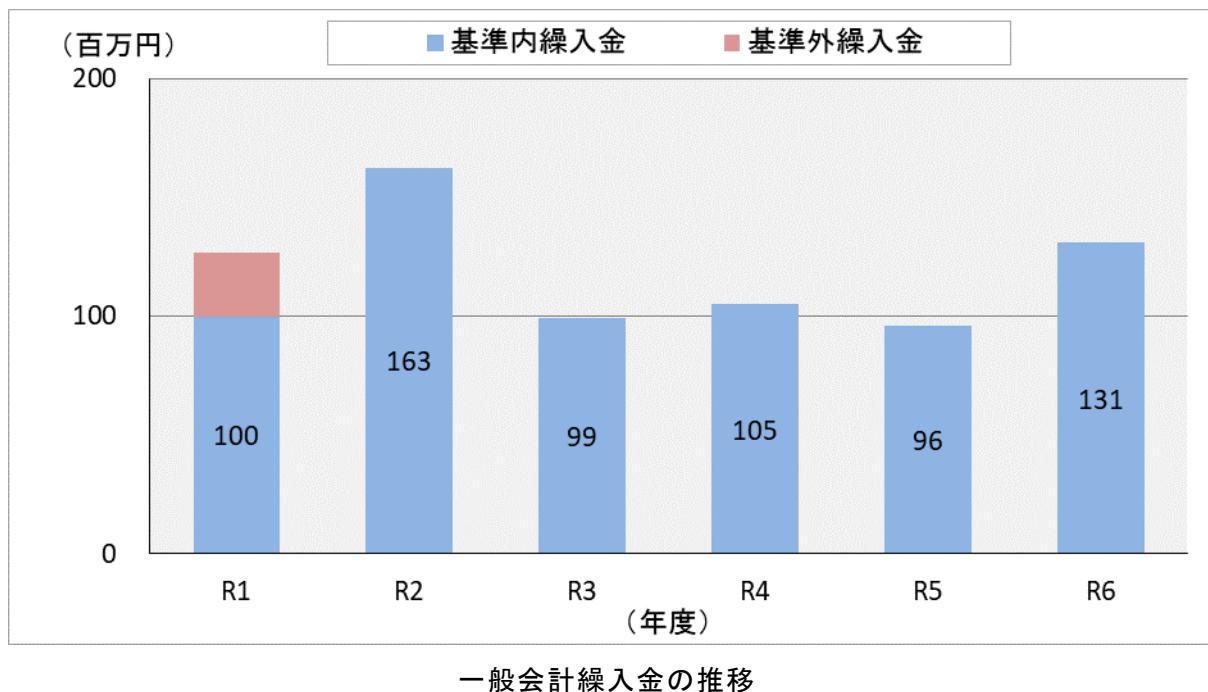


3.7.1.5 一般会計繰入金の推移

国は下水道事業において、一般会計が負担する経費の基準（繰出基準※）を定めており、それに基づき様々な経費に対して、一般会計からの繰入金（一般会計繰入金※）を財源として活用しています。

また、一般会計繰入金は、操出基準により認められた基準内繰入金※とそれ以外の基準外繰入金※とに区分されており、独立採算性が求められる下水道事業会計においては、使用料収入が不足した場合の補填としての一般会計繰入金については、基準外繰入金と位置付けられていますが、令和2年度から基準外繰入はありません。

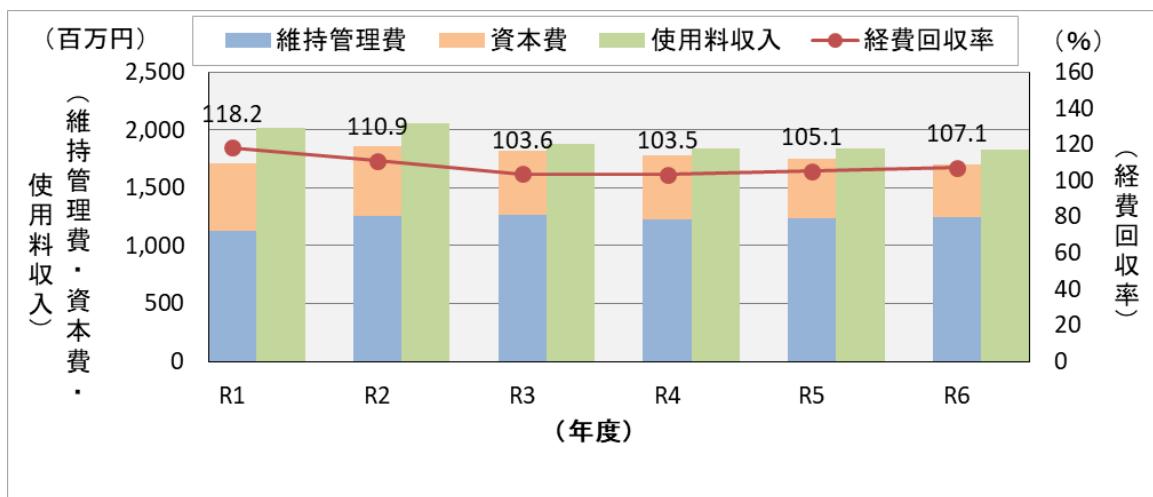
近年は、大型台風や集中豪雨の発生による降雨（不明水）の状況により、年度間に違いが生じていますが、令和6年度は、約1億3,100万円となっています。



3.7.1.6 経費回収率の推移

維持管理費と資本費で構成されている汚水処理費は、原則として下水道使用料で賄うことになっています。汚水処理費に対する下水道使用料の割合を示す経費回収率は、平成30年度以降、100%を上回っており、汚水処理費を下水道使用料で賄うことが可能となっています。令和6年度の経費回収率は107.1%です。

しかしながら、今後、使用料収入や汚水処理経費の動向により、減少傾向が見込まれます。



3.7.1.7 経営指標の比較分析

下水道の整備・普及に伴い、下水道施設のストックは膨大な量に達しています。快適な水環境を創出し浸水のない安全・安心なまちを実現するため、これら施設を適正に管理し、その機能を十分に発揮させていかなければなりません。同時に適正な管理の前提として健全な経営、事業の透明性・公平性・効率性を持って運営していくことが重要となっています。

ここでは、経営指標を用いて、本市下水道事業の経営状況を定量的に把握するとともに、近年の動向や東京多摩地区の類似団体※との比較などを行うことにより、評価を行います。

＜評価に用いる経営指標＞

●経常収支比率

単年度の収支が黒字かどうかを示す指標。
(100%を超えていれば黒字です。)

●流動比率

短期的な支払能力を把握する比率。
(値が高いほど支払能力があります。)

●有収率

使用料徴収の対象となる有収水量※の、汚水処理水量に対する比率。
(値が高いほど効率的です。)

●使用料単価

有収水量1立方メートル当たりの使用料収入。
(値が高いほど料金水準が高い。)

●汚水処理原価

有収水量1立方メートル当たりの汚水処理に要した費用。
(値が低いほど効率的です。)

●経費回収率

汚水処理に要した費用に対する下水道使用料による回収率。
(値が高いほど健全経営で、望ましい。)

■類似団体について * 令和5年度時点

総務省の決算統計を参考に、下水道事業を人口規模と人口密度で区分しました。

西東京市は以下に該当し、東京多摩26市では6市が該当します。

A: 処理区域※内人口10万人以上

a: 処理区域内人口密度100人/ha以上

＜東京多摩地区の該当自治体＞

武藏野市、三鷹市、調布市、小金井市、国分寺市、西東京市

(1)本市下水道事業の経営指標の推移

近年の本市の経営指標の推移は下表のとおりです。

項目	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6	望ましい動向
経常収支比率	%	109.4	107.4	103.2	103.0	104.3	105.4	↗
流動比率	%	70.3	105.7	133.8	171.7	216.2	261.0	↗
有収率	%	90.2	81.8	86.8	87.0	88.7	83.4	↗
使用料単価	円/m ³	102.2	100.0	94.6	94.4	95.1	94.9	経費回収率等により評価
汚水処理原価	円/m ³	86.5	90.2	91.3	91.2	90.5	88.6	↘
経費回収率	%	118.2	110.9	103.6	103.5	105.1	107.1	100%を上回っているのが適正

経営指標の検証(西東京市下水道事業の近年の推移)

(2)類似団体との比較

令和5年度における経営指標について、類似団体との比較の結果は以下のとおりです。

項目	単位	類似団体(東京多摩6市)			西東京市	高位	低位
		最小	平均	最大			
経常収支比率	%	90.8	101.8	107.9	104.3	▲	
流動比率	%	59.7	204.1	270.6	261.2	▲	
有収率	%	80.0	93.3	100.0	88.7		▲
使用料単価	円/m ³	74.9	85.4	100.4	95.1	▲	
汚水処理原価	円/m ³	56.9	64.1	75.2	90.5		▲
経費回収率	%	89.0	103.4	119.3	105.1	▲	

経営指標の検証(多摩地区の類似団体6市との比較) (令和5年度決算)

3.7.2 取組を踏まえた新たな課題

収入面では、下水道使用料収入は、節水意識の向上や生活環境の変化を受け年々減少傾向にあります。支出面では、下水道施設の老朽化に伴う、改築や更新の費用が増加する見込みです。

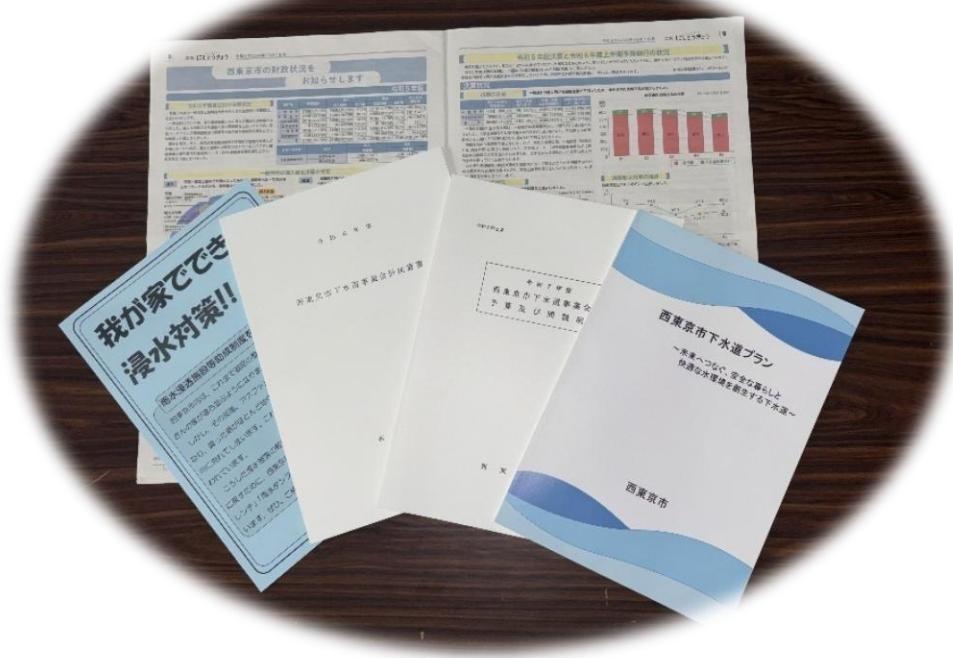
現在は、経費回収率は100%を超えており、類似団体平均と比較しても一定の水準を維持していますが、流域下水道維持管理負担金単価改定検討の動向や昨今の物価高騰や人件費の上昇などによるコスト上昇の影響も考慮すると、厳しい経営が見込まれることから業務執行体制も含めた持続可能な下水道事業サービスの提供が今後も求められます。

3.8 主要な施策 《姿の見える下水道》

3.8.1 取組内容

●市報、ホームページなどを活用した情報提供の充実

本市では、市報やホームページを通して、予算書、決算書のほか、下水道事業の概況や経営状況を「下水道事業の業務状況」として半期毎に公表しています。財政状況以外でも下水道に関する情報を提供し、市民の理解の向上を図ってきました。



市刊行物

3.8.2 取組を踏まえた新たな課題

集中豪雨や大型台風等による浸水被害以外にも、下水道の老朽化が原因で発生した大規模陥没事故を契機に下水道施設の老朽化対策の重要性や緊急性が注目されています。

今後も様々な情報をわかりやすく提供し、下水道に対する理解の向上に努めていく必要があります。

基本理念及び基本方針の設定

4.1 基本理念・基本方針

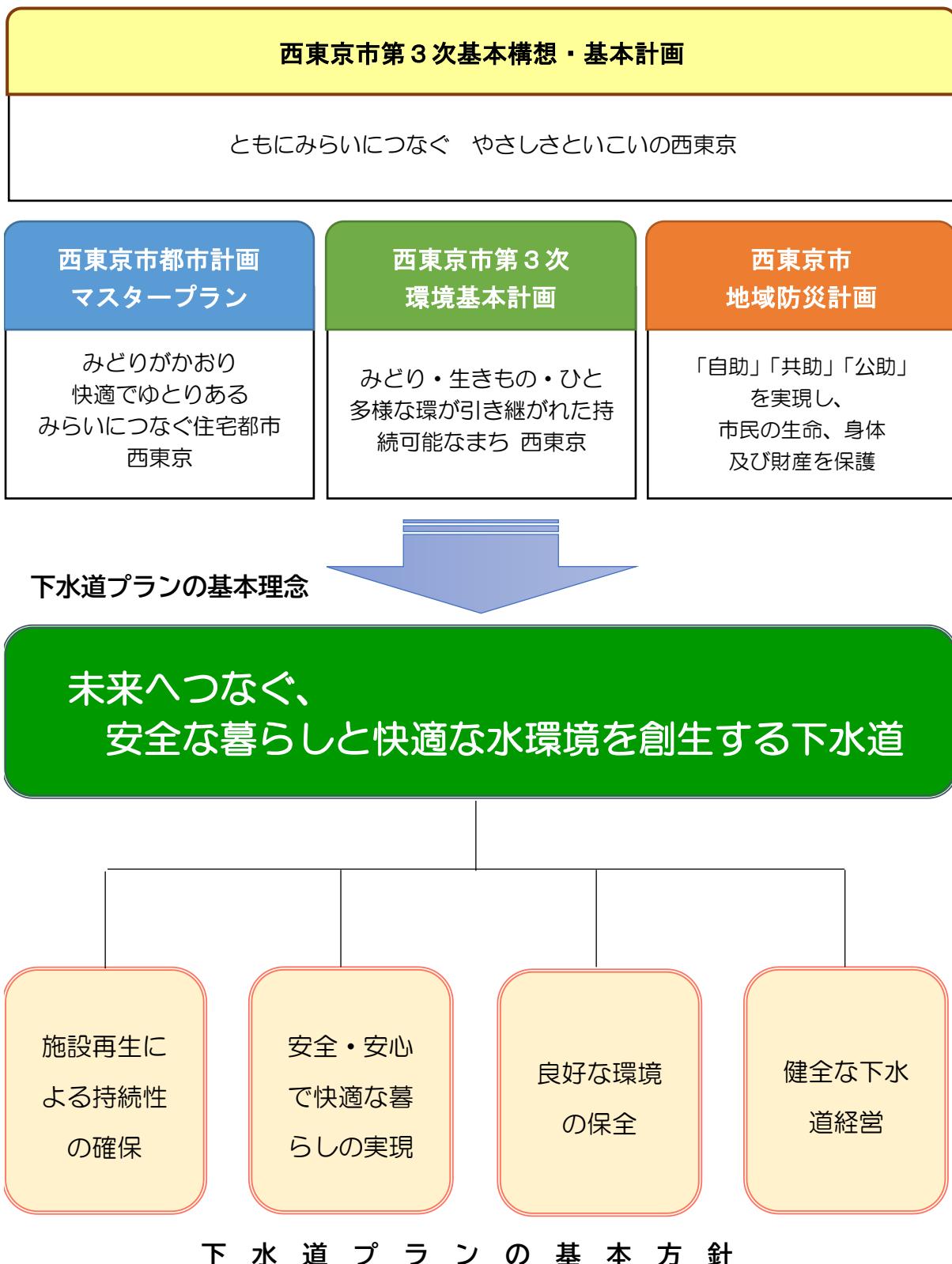
本市の下水道は、市民の快適な暮らしを守るために汚水処理の普及などの施設整備を中心に事業を進めてきましたが、これまでに整備した下水道施設の老朽化に対応した施設の継続的機能管理など、将来にわたり施設の機能を維持・向上させていくことが不可欠であるとともに、近年多発する大雨などによる浸水被害に対応した雨水整備の拡充や能登半島地震を踏まえた耐震化対策も必要となっています。

このため、引き続き施設整備を進めるとともに、施設の適正な管理と、それを担保するための経営基盤強化が重要となっています。

一方、西東京市第3次基本構想・基本計画では、わたしたちの望み（基本理念）を『ともにみらいにつなぐ やさしさといこいの西東京』とし、西東京市第3次環境基本計画では、『みどり・生きもの・ひと 多様な環が引き継がれた持続可能なまち 西東京』を環境の将来像としています。さらに、西東京市都市計画マスターplanでは、まちの将来都市像を『みどりがかかる 快適でゆとりある みらいにつなぐ住宅都市 西東京』とし、また、西東京市地域防災計画では、「自助」「共助」「公助」を実現し、自然災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的としており、その実現を目指しています。

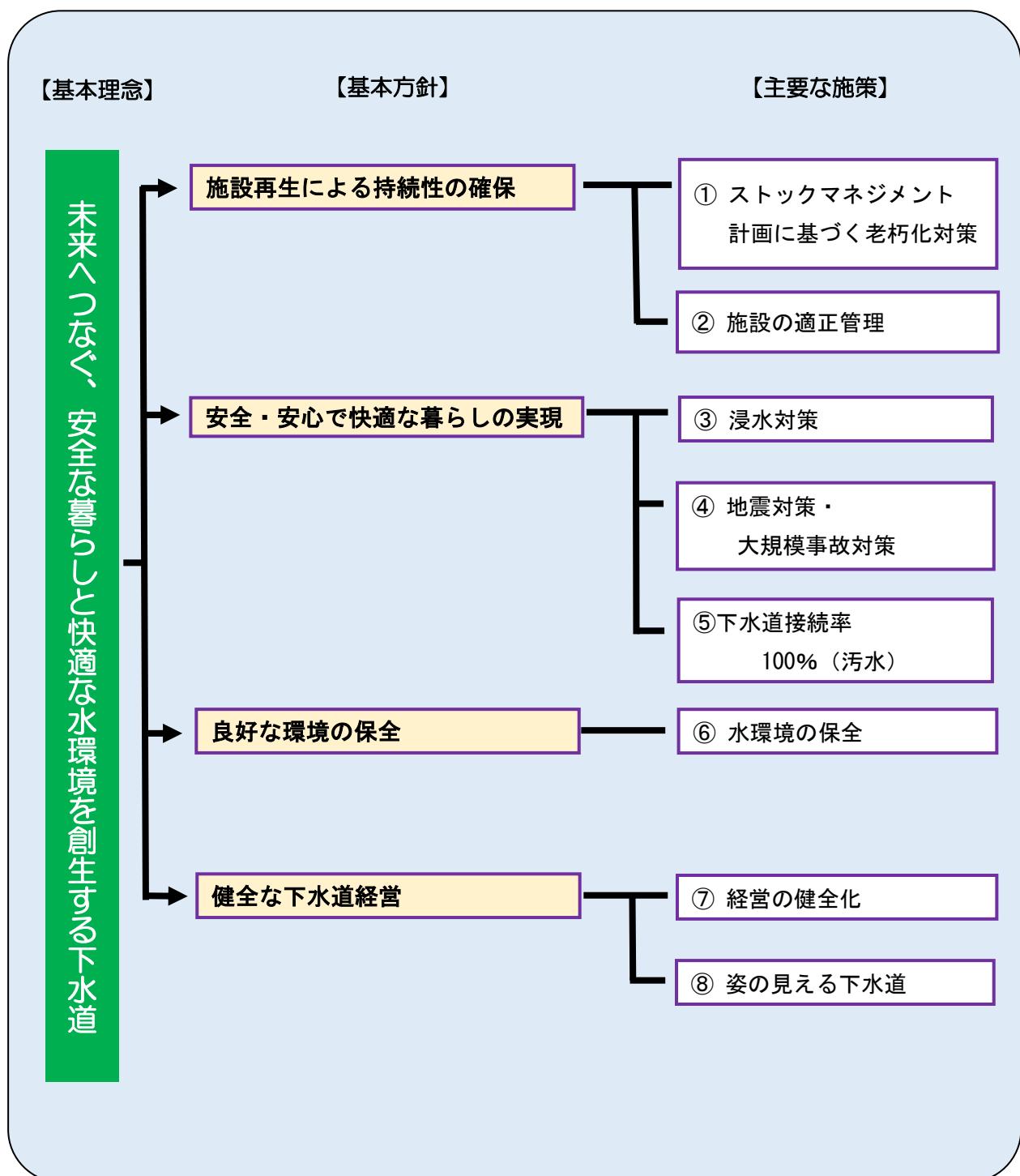
これらを踏まえ、下水道に求められる、「安全・安心」、「暮らし」、「環境」といった役割を担いながら、「健全経営」により事業の継続性を図るため、これまでの本市の下水道事業の基本理念を踏まえ、現行の下水道プランの基本理念を踏襲します。

また、基本方針についても、「施設再生による持続性の確保」、「安全・安心で快適な暮らしの実現」、「良好な環境の保全」、「健全な下水道経営」の4つの柱を踏襲していきます。



取組内容などを踏まえた今後の施策の展開

今回の改定に当たって、5年間の短期計画中に実施してきた、各種施策の取組内容や取組結果から新たな課題も見えてきました。また、その後の様々な社会情勢の変化等を踏まえ、基本方針の実現に向けた具体的手段として、8つの主要な施策を柱に進めていきます。



基本方針 1

施設再生による持続性の確保

既存の下水道施設は、今後の長期使用に伴い老朽化の進行が避けられないと予測されます。そのため、ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策を計画的・効率的に進めるとともに、日常的な維持管理においても、予防保全型の維持管理により安定的なサービスを提供していきます。

5.1.1 ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策

【①目標】

ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策を計画的・効率的に進めます。

●調査の継続、新たな点検・調査方法の検討

ストックマネジメント計画に基づく調査には相応の時間を要するものの、老朽化あるいは損傷した下水道管きょによって生じる下水道施設の機能不全や、道路への深刻な影響を未然に防止するため、引き続き下水道管きょのテレビカメラ等による調査の実施に加え、デジタル技術を活用した新たな調査方法について、検討するとともに、調査サイクルの短縮についても検討します。

令和8年度以降は、下水道管きょにおける雨天時浸入水が多いと判断された地域の下水道管きょのテレビカメラ調査を実施し、雨天時浸入水対策を推進していくとともに、下水道管きょの老朽化対策を実施していきます。

●計画的・効率的な改築・更新の実施

1) ストックマネジメントによる改築・更新の実施

ストックマネジメント計画に基づき改築・更新を進めていくとともに、デジタル技術などの活用による新たな効率的な調査方法の検討を行い、早期の改築・更新に向けて取り組んでいきます。

2) 投資の平準化による財源確保

年間の投資額のばらつきを抑制するため、投資の平準化を行っていきます。合わせて的確な投資計画により 財源確保に努めています。

5.1.2 施設の適正管理

【②目標】

予防保全型維持管理により安定的なサービスを提供します。

●予防保全型の維持管理

ストックマネジメント計画による調査が長期間を要することから、その間、老朽化に起因する事故を未然に防止するため、道路の空洞等の点検・調査について、実施を検討します。

点検・調査の実施の検討に当たっては、損傷の発生のしやすさや事故発生時の影響なども考慮して、調査の箇所の優先順位や調査・点検サイクルなども検討します。

●公共下水道台帳システムを活用した施設情報の管理

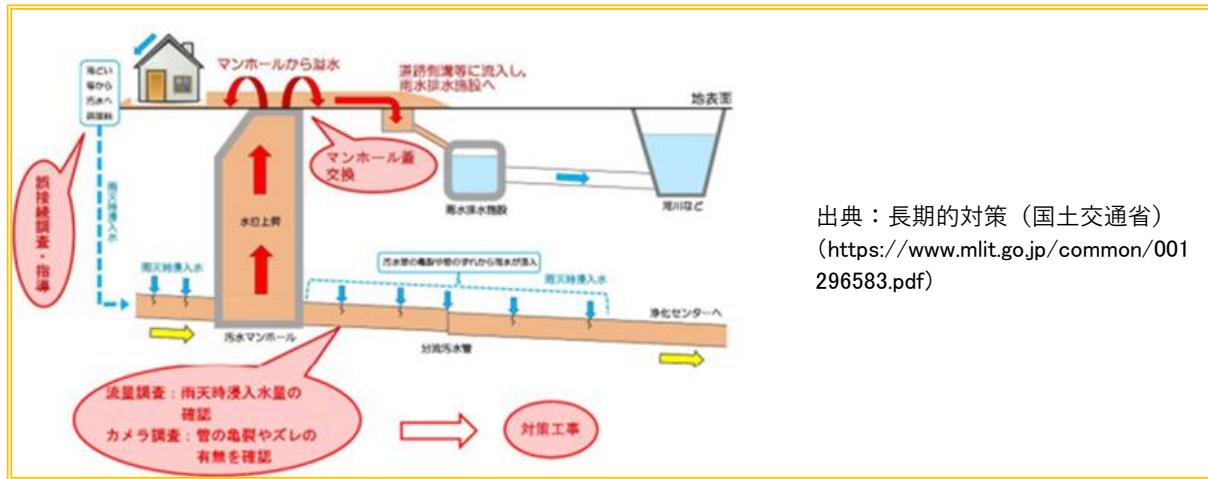
ストックマネジメント計画に基づく調査で実施した点検結果等を引き続き「公共下水道台帳システム」に登録し、下水道管きょの情報を一元管理することで施設の適正な管理に役立てていきます。



公共下水道台帳システムの表示例

●汚水管きょにおける雨天時浸入水対策の推進

雨天時浸入水対策として、東京都が実施した浸入水量調査の結果により、浸入水量が多いと判断された地区について、引き続き、現地調査・テレビカメラ調査を行うとともに、判明した原因箇所の対策を進めていきます。



雨天時浸入水対策の事例

基本方針 2

安全・安心で快適な暮らしの実現

近年、多発している局地的な豪雨や大規模地震などの自然災害や、老朽化を起因とする大規模事故から、市民の「安全・安心」な暮らしを守っていくとともに、下水道への接続による衛生的な生活環境等を享受できるよう、安全・安心で快適なまちづくりを推進していきます。

5.2.1 浸水対策

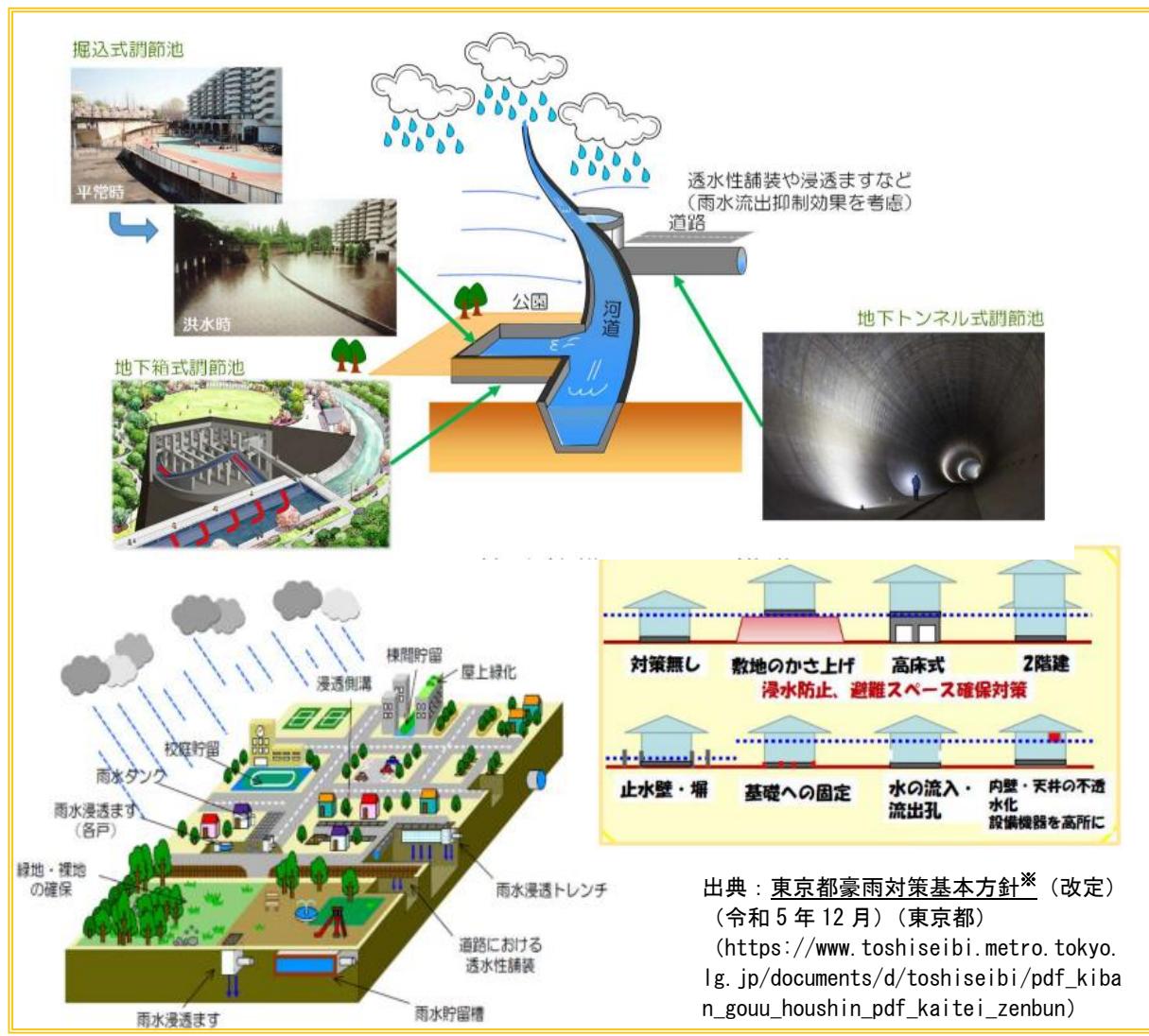
【③目標】

浸水からまち・人・財産を守り、安全・安心なまちづくりを推進します。

●石神井川・自子川流域の雨水流出先の整備

市内の浸水の抜本的な解消には、雨水幹線の整備が必要なため、石神井川流域について、東京都に対して、河川改修や石神井川上流地下調節池事業の早期整備を引き続き要望していきます。

白子川流域についても、東京都に対して「白子川一号幹線」の早期整備を要望するとともに、市が施行する「白子川上流六号雨水幹線」の早期整備に向け検討していきます。



豪雨対策の施策

●流出抑制施設の整備

雨水幹線の整備が実現できるまでの対策としては、今後も浸水の軽減のための雨水貯留浸透施設の整備などを進めるとともに、雨水流出抑制の一環として、宅地開発に対する雨水流出抑制の指導や、個人住宅への雨水浸透施設設置工事に対する助成事業を推進していきます。

●ソフト対策の拡充及び自助・共助の促進による総合的な浸水対策

引き続き、監視カメラによる氾濫危険情報を公表していくほか、浸水地域のシミュレーションを踏まえ、浸水想定（予想）区域図、内水ハザードマップを作成し、市民などに災害時用の避難行動等に資する情報発信の提供を図ります。



リスク情報の発信強化

5.2.2 地震対策・大規模事故対策

【④目標】

震災・大規模な事故から市民生活を守るため、
災害に強い下水道事業運営を目指します。

●重要な幹線等に対する耐震化の推進

下水道管きょの耐震化について、新たに整備した下水道管きょについては布設時に、その他の下水道管きょについては、老朽化対策であるストックマネジメント計画に基づく改築・更新に合わせて耐震化を実施します。



下水道管きょと人孔の接続部の可とう化

●下水道B C Pの対応力強化

老朽化に起因する下水道管の大規模事故を想定した下水道B C Pの構築について検討するとともに、職員の対応力を強化するために、現在実施している下水道B C Pに基づく情報伝達訓練等に加え、ライフラインの被害の早期回復に向けた、行動訓練等より実効性の高い下水道B C P訓練の実施を検討します。

5.2.3 下水道水洗化率 100%（汚水）

【⑤目標】

下水道水洗化率 100%（汚水）を達成し、
良好な生活環境・水循環を保全します。

●公共下水道による水洗化の促進

本市においては下水道整備が完了しているため、普及促進の対象となる世帯は限定的となっています。今後も、市報やホームページなどでの周知のほか、戸別訪問等により水洗化の促進に向けた普及活動の取組を進めています。

事業場などの排水監視及び水質検査を行うとともに、雨水の貯留・浸透を推進し、地下水のかん養及び潤いのあるまちづくりを進めていきます。

5.3.1 水循環の保全

【⑥目標】

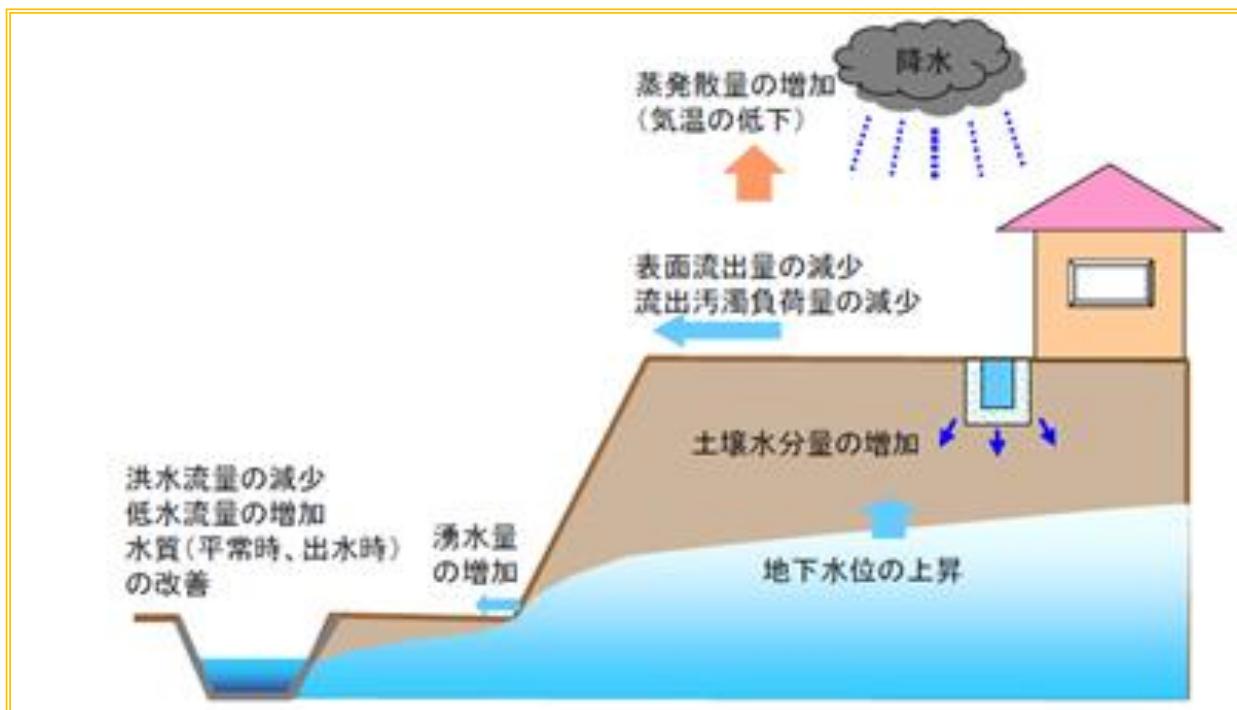
公共用水域の保全に努めます。

●排水の水質監視

事業場などの排水監視及び水質検査を引き続き行い、悪質排水の把握に努め、下水道への排水が基準に適合しない事業場に対して適切な指導を行います。

●雨水浸透施設の整備促進

地下水のかん養及び潤いのあるまちづくりを進める観点からも、引き続き雨水貯留浸透施設の設置や宅地開発に対する雨水流出抑制の指導を行っていくほか、個人住宅への雨水浸透施設設置費用の助成を継続するなど、行政と市民との協力のもと水循環の保全を進めていきます。



雨水浸透施設設置による水循環系の改善のイメージ

出典：国土交通省 HP

(https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage Tk_000138.html)

今後の人団減少や、物価高騰などによるコストの上昇により、厳しさを増すことが見込まれる経営環境の中においても、独立採算制を維持し、持続可能な下水道サービスを提供していくとともに、積極的な情報公開により、事業の推進や経営に関する説明責任を果たし、市民の理解と協力の下に経営基盤の強化を図っていきます。

5.4.1 経営の健全化

【⑦目標】

計画的かつ効率的な事業経営により経営基盤を強化し、
持続可能な下水道サービスを提供し続けます。

●改築・更新費用の平準化

下水道事業では保有する膨大な施設を将来にわたって安定的に持続させる必要があります。今後は、施設の改築・更新時期の到来により多額の費用が見込まれる中で、課題解決に向けた取組も必要となります。そのために、中長期的な視点で下水道施設全体の老朽化状況を考慮し、計画的に改築・更新を実施することで投資の平準化を図ります。（P42 主要な施策① ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策、計画的・効率的な改築・更新の実施、2）投資の平準化により財源確保を再掲）

●業務執行体制の構築

今後の下水道ストックマネジメント計画に基づく、改築・更新が本格化していくことから、引き続き適正な職員数の確保を図り、安定的な業務執行体制の構築を図ります。

●ウォーターPPPの導入の検討

今後の人団減少による下水道使用料収入の減少、技術職員の人材不足などを踏まえ、民間企業のノウハウや技術を活用して、施設の管理・更新等下水道事業を効率的に行う公民連携の「ウォーターPPP[※]」の導入可能性についても検討を行います。

●経営指標を用いた事業運営

今後も安定した下水道経営を図るために、各種経営指標を用いて、下水道事業の経営状況を定量的に把握、検証し、下水道事業の健全化に取り組むとともに、経費回収率100%以上の維持を図る中で、数値の悪化が予想される際は、必要に応じて使用料のあり方について検討します。

5.4.2 姿の見える下水道

【⑧目標】

積極的に情報提供を行い、市民に分かりやすい下水道事業を目指します。

●市報、ホームページなどを活用した情報提供の充実

「下水道事業の経営状況」や「下水道のしくみ」、「下水道の安全」のなど、下水道を身近に感じられるような資料を作成・公表します。

西東京市 Web
Nishitokyo City Official Website

くらし・手続き 子育て・教育 健康・福祉 学ぶ・楽しむ 市政情報 施設案内

よくある質問 | 市の組織一覧 | 検索の使い方 | 検索が見つからないときは

現在のページ トップページ > くらし・手続き > 上下水道 > 下水道を大切に使いましょう

下水道

西東京市下水道監修工で既存した支渠の修理結果について
河川が管理する下水道監修工について
公共下水道公設システム開発委託における不正アクセスについて
六個タブで今治市に係る地図表示の見直しについて
下水道ストックマネジメント計画
石神井川上流地帯調節必要箇所について
石神井川上流地帯調節必要箇所における要望書の提出について
水道（上下水道）に関する問い合わせについて
下水道の運用料
減免制度について
公共下水道公設について
指定下水道工事店
公共下水への切り替え
下水道を大切に使いましょう

市内を流れる白子川の水位が確認できます

市内2か所の白子川の水位を確認できます

市では、市民の皆さんの安全・安心な生活を守るために防災・減災対策の一環として、パソコンやスマートフォンでリアルタイムに白子川の水位を観測できるシステムを導入しました。

台風などの大雨が降っている際、防災・減災の判断材料としてお役立てください。

観測場所

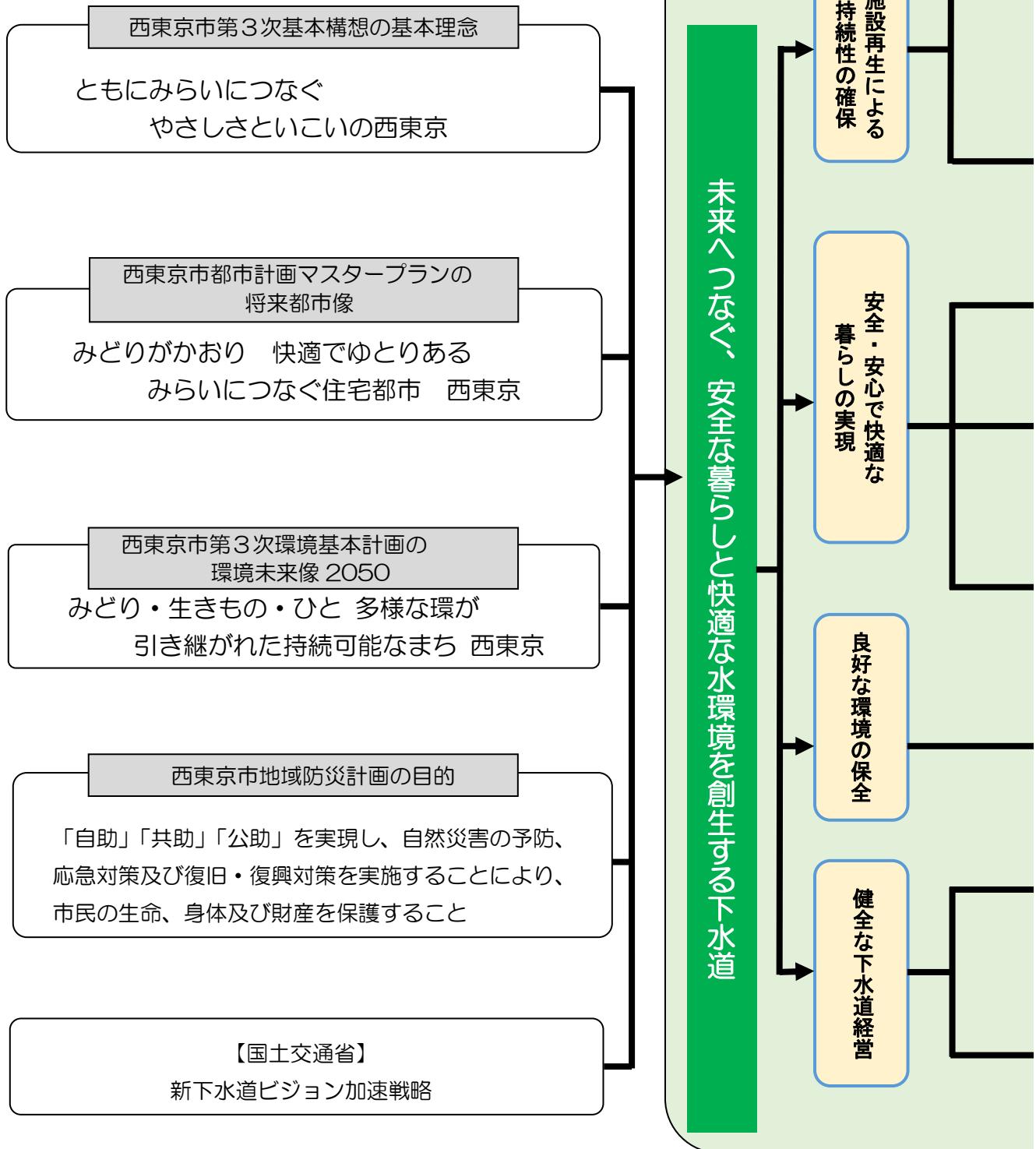
水位観測場所図

(1) 下保谷二丁目6番地内（下保谷ポンプ場付近）
(2) 下保谷三丁目7番地内（福泉寺通り沿い）

市 HP より

整備目標

基本理念や基本方針の考え方を踏襲しつつ、第5章までの方向性を踏まえ、令和8年度以降の中期、長期計画の整備目標について、主要な施策と目標及び施策の展開を、次のとおり体系図として示します。



西東京市下水道プラン

【主要な施策と目標】

→ ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策

ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策を計画的・効率的に進めます。

→ 施設の適正管理

予防保全型維持管理により安定的なサービスを提供します。

→ 浸水対策

浸水からまち・人・財産を守り、安全・安心なまちづくりを推進します。

→ 地震対策・大規模事故対策

震災・大規模な事故から市民生活を守るため、災害に強い下水道事業運営を目指します。

→ 下水道水洗化率 100% (汚水)

下水道水洗化率 100% (汚水) を達成し、良好な生活環境・水環境を保全します。

→ 水環境の保全

公共用水域の保全に努めます。

→ 経営の健全化

計画的かつ効率的な事業経営により経営基盤を強化し、持続可能な下水道サービスを提供し続けます。

→ 姿の見える下水道

積極的に情報提供を行い、市民にわかりやすい下水道事業を目指します。

【施策の展開】

- 調査の継続、新たな点検・調査方法の検討
- 計画的・効率的な改築・更新の実施

- 予防保全型の維持管理
- 公共下水台帳システムを活用した施設情報の管理
- 汚水管きょにおける雨天時浸入水対策の推進

- 石神井川・白子川流域の雨水流出先の整備
- 流出抑制施設の整備
- ソフト対策の拡充及び自助・共助の促進による総合的な浸水対策

- 重要な幹線等に対する耐震化の推進
- 下水道 B C P の対応力強化

- 公共下水道による水洗化促進

- 排水の水質監視
- 雨水浸透施設の整備促進

- 改築・更新費用の平準化
- 業務執行体制の構築
- ウォーター P P P の導入の検討
- 経営指標を用いた事業運営

- 市報、ホームページなどを活用した情報提供の充実

7.1 下水道財政の見通し

調 整 中

7.2 今後の下水道経営に向けて

調 整 中

中期計画・長期計画の取組内容

各施策について、中期、長期の視点から見た位置付けを以下にまとめて示しています。

(税込)

主要な施策	中期計画 (R8～R12)	長期計画 (R13～R32)
① ストップ マネジメント 計画に基づく 老朽化対策		
② 施設の 適正管理		
③ 浸水対策		
④ 地震対策・ 大規模 事故対策		
⑤ 下水道 水洗化率 100%		

調 整 中

主要な施策	中期計画 (R8～R12)	長期計画 (R13～R32)
⑥ 水環境の保全		
⑦ 経営健全化		調 整 中
⑧ 姿の見える下水道		

経営戦略

総務省は、人口減少や公共インフラの更新需要の増大などの厳しい環境を踏まえ、下水道事業をはじめとする公営企業の経営状況の改善を推進するため、公営企業が将来にわたり安定的な事業の継続を目的とした、中長期的な基本計画である「経営戦略」の改定を地方公共団体に要請しています。

これを視野に入れ、本市下水道事業においても、計画期間を10年間とし、「西東京市公共下水道事業経営戦略」を総務省が公表している「経営戦略ひな形様式」に則り改定し、下水道プランの中間見直しに合わせて、経営戦略も改定し公表するものです。

平成26年3月「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」

- 公営企業の経営の在り方についての検討



平成26年8月「公営企業の経営に当たっての留意事項」

- 公営企業会計の導入、経営戦略の策定について取り組むことの必要性



平成28年1月「『経営戦略』の策定推進について」

- 「経営戦略策定ガイドライン」、取組事例、ひな形様式



平成31年3月「『経営戦略』の策定・改定の更なる推進について」

- 「経営戦略策定・改定ガイドライン」、「経営戦略策定・改定マニュアル」



令和3年3月 西東京市公共下水道事業 経営戦略 策定

- 「下水道プラン」内で策定

【経営戦略に求められる記載事項】

- ①事業概要：事業の現況、経営比較分析表を活用した現状分析など
- ②将来の事業環境：人口・水量予測、使用料・施設・組織の見通し
- ③経営の基本方針：経営理念、経営方針
- ④投資・財政計画：収支計画、取組事項（民間活力の活用（PPP/PFI*）、広域化・共同化・最適化など）、今後の投資・財政・経費についての考え方や検討状況
- ⑤経営戦略の事後検証、更新等に関する事項：進捗管理や見直し

経営戦略の策定に関する国の動き及び経営戦略に求められる記載事項

今回改定する「西東京市公共下水道事業経営戦略」は、「下水道プラン」と同様に、本市下水道事業の基本方針や施策についてとりまとめたもので、同じ経営方針のもと、その内容については整合性が求められます。

「西東京市公共下水道事業経営戦略」での記述されている項目	「下水道プラン」で記述されている項目
1. 事業概要	第1章 計画改定の背景 第2章 下水道を取り巻く現状
2. 将来の事業環境	第5章 取組内容などを踏まえた今後の施策の展開 第7章 下水道財政の見通し及び健全な下水道経営
3. 経営の基本方針	第4章 基本理念及び基本方針の設定
4. 投資・財政計画	第7章 下水道財政の見通し及び健全な下水道経営
5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	第1章 計画改定の背景

このため、「西東京市公共下水道事業経営戦略」に記述されている内容については、「下水道プラン」の内容に基づいて作成します。

用語の説明

【ア】

一般会計

いわゆる市の会計といえばこの会計を意味します。国民健康保険特別会計や下水道事業会計などの特別会計以外の、市民サービスの大半を取り扱う、もっとも身近な会計です。

一般会計繰入金

建設、維持管理などの下水道事業会計に対して、市の一般会計から繰入れられる資金です。

ウォーターPPP

ウォーターPPPとは、下水道などの水道分野を対象とした官民連携方式で、コンセッション（公共施設等運営事業）方式と、「管理・更新一体マネジメント方式」を併せた総称になります。

雨水浸透施設

浸透ますなど雨水を地下に浸透させる施設です。

雨水貯留浸透施設

雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させる施設です。下水道や河川への雨水流出量を抑制する機能があります。

液状化

ゆるく堆積した砂地盤などが地震により激しく揺られると、液体のように一時的にやわらかくなる現象です。平成23年の東北地方太平洋沖地震においては、関東地方を中心とした広い範囲で液状化が発生し、道路や上下水道、電気、ガスなどのライフラインが寸断されたほか、住宅の損壊など、各地に深刻な被害をもたらしました。

【カ】

改築

下水道管きょ・マンホールなどの下水道施設の全部または一部の再建設あるいは取り替えを行うことです。

かん養

雨水等が地下に浸透して帶水層に流れ込むこと。特に、森林が雨水を土中に浸透させて地下水や河川水を育む「水源かん養機能」は、洪水を緩和し水質を浄化する重要な働きです。

起債

地方公共団体が地方債を発行し、資金を調達することです。

企業債

地方公共団体が地方公営企業の建設、改良などに要する資金に充てるために起こす地方債のことです。下水道の建設は、一般に短期間に集中的な投資を要し、また、その事業効果が長期にわたることから、建設事業費の地方負担の財源については企業債を充当することにより、世代間の負担の公平を図ることが適当とされています。

企業債償還金

企業債の発行後、各事業年度に支出する元金償還額のことです。

繰出基準・基準内繰入金・基準外繰入金

一般会計が下水道会計に対して行う繰出金の基本的な考え方を繰出基準と呼んでいます。具体的な基準は総務省から毎年度示されます。この繰出基準に沿って下水道会計に繰り入れされる一般会計繰出金を「基準内繰入金」、基準内繰入を超える一般会計繰出金を「基準外繰入金」と呼びます。

経費回収率

汚水処理に要した費用に対する下水道使用料による回収率です。この値が高いほど健全経営で、望ましいとされています。

下水道管きょ台帳

下水道法で、その作成と保管が義務付けられた管きょ施設、ポンプ場施設の位置、構造、仕様、設置時期などを記載した台帳です。

下水道法

流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項ならびに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置、その他の管理の基準などを定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする法律です。

減価償却費

固定資産について、時間の経過により資産の価値が減ることを減価償却といい、減価償却の対象となる資産の取得に要した金額を、耐用年数により毎事業年度の事業費として配分する計算上の費用のことを、減価償却費といいます。

公営企業会計

地方公営企業法を適用した公営企業において、発生主義に基づく複式簿記などの企業会計を採用し、原則として、独立採算、自立経営を行うものです。

本市下水道事業でも、平成 31 年 4 月に地方公営企業法を適用したことに伴い、公営企業会計を採用しています。

公共用水域

水質汚濁防止法では、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝きょ、かんがい用水路その他の公共の用に供される水路と規定されています。

更新

改築のうち、対象とする下水道施設の全部の再建設あるいは取り替えを行うことです。

誤接続調査

本来 下水道に流してはいけない水（雨水・生活排水の逆流れなど）が、誤って別の排水系統につながってしまっていないかを調べる調査のことです。これを解消しないと汚水が雨水管を通じて 未処理のまま河川に流れ水環境の悪化に繋がります。また、雨水が污水管に入ると、污水管の能力不足によるトイレ逆流や道路冠水などの被害に繋がります。

【サ】

事業計画

下水道事業の整備にあたっては、全体計画に基づき優先度の高い地区、整備の進捗状況及び行財政

状況などを勘案し、概ね5年から7年以内に整備可能な区域について事業計画を定め、下水道法に基づく手続きを経て、事業を実施することとなります。また、事業計画の区域は、事業の進捗に応じ順次拡大していきます。

資本勘定支弁職員

主に建設改良に従事する職員のことです。

資本的収入

資本的支出に充てる国庫補助金や企業債など財源のことです。

資本的支出

将来の営業活動に備えて行う下水道施設の建設改良費や企業債の元金償還費などの費用のことです。

修繕

施設の機能が維持されるよう部分的に補強、取り替えなどにより修復することです。

収益勘定支弁職員

主に下水道使用料などの営業活動に従事し、その給与が「収益的支出」として予算に計上される公営企業の職員を指します。

収益的収入

当該年度の営業活動に伴い発生する収益であり、サービス提供の対価としての下水道使用料収入などが主体です。

収益的支出

当該年度の経営活動に伴い発生する費用のことであり、サービス提供に要する人件費、支払利息のほか、減価償却費のように現金支出を伴わない費用も含みます。

浄化槽

微生物の働きを利用して家庭から出る生活排水（トイレ、台所、風呂など）を処理する、分散型の排水処理施設です。特に、し尿と生活雑排水と一緒に処理する「合併処理浄化槽」が一般的です。下水道が整備されていない地域でトイレを水洗化する際に設置が必要となり、維持管理のためには保守点検、清掃、法定検査が義務付けられています。

処理区域

下水道により汚水の処理が可能な区域のことです。

水質環境基準

水質環境保全行政の目標としての基準であり、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条の規定に基づき設定しています。水質環境基準は、“人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準”として設定されている「人の健康の保護に関する基準（健康項目）」と、“生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準”として設定されている「生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）」の2つに大分されます。

水洗化率

下水道の整備状況を表す指標の一つで、下水道整備済み区域内で実際に下水道へ接続している人口の割合です。

ストックマネジメント計画

下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な

施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理するための計画です。

全体計画

下水道で整備する区域についての諸元（計画エリア、幹線管路の位置など）を計画することをいいます。下水道事業を行うにあたっては、この全体計画を最初に策定します。

総合治水対策

都市化の進展で治水安全度の低下が著しく、また従来から浸水被害が既成市街地を占める河川では、都市の進展と成熟状況に応じた治水安全度を確保する必要があることから、河川管理者による治水施設整備のほか、流域の自治体や住民に対して、適正な保水・遊水機能の維持・確保が図られるような土地利用や施設整備の誘導を行う施策のことです。

送煙調査

マンホールの蓋を開け、一時的に密閉した汚水管の中を水蒸気で充満させて、道路上から異常箇所、誤接箇所からの水蒸気の流出が無いかを観察します。なお、使用する水蒸気は人体に無害なものです。

ソフト対策

浸水時や地震時における被害の最小化に向けて住民を支援する対策です。被害予想地域と避難所などを示したハザードマップの公開やリアルタイムでの降雨情報提供などがあります。

損益勘定所属職員数

主に維持管理や庶務などに従事する職員の数のことです。

【タ】

耐震化

下水道管きょのネットワーク化や更生工法などによる下水道管きょ対策、浮上防止、継手部の可とう化などのマンホール対策などで耐震性能を上げることです。

耐用年数

固定資産がその本来の用途に使用できると思われる推定年数をいいます。一般的に、下水道管きょは50年とされています。

長期前受金

減価償却資産の取得に伴い交付される国庫補助金、一般会計繰入金などを計上するものです。対象となる資産の減価償却に合わせて、各事業年度の収入に長期前受金戻入が計上されます。

調節池

大雨の際に一時的に雨水をためて、下流の浸水を防ぐための施設です。河川や下水道の能力を超える雨をいったん貯留し、ゆっくり流すことで浸水リスクを軽減します。

D I D (Densely Inhabited District) 地区（人口集中地区）

日本の国勢調査において設定される統計上の地区を指します。市町村の区域内で人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区に設定されます。

テレビカメラ調査

特殊な小型カメラをマンホールから下水道管内に挿入し、内部の状況を映像で確認する点検方法で

す。この調査により、ひび割れ、浸入水、腐食、たるみなどの劣化や損傷箇所を発見し、次回の維持管理計画に役立てます。

東京都豪雨対策基本方針

東京都では、平成17年9月、杉並区・中野区を中心とした1時間100ミリメートルを超える豪雨を受け、平成19年8月に「東京都豪雨対策基本方針」を策定しました。しかし、平成20年8月には町田市を中心に約300棟、平成22年7月には板橋区や北区を中心に約800棟が浸水被害を受け、平成25年7月には世田谷区や目黒区を中心に約500棟が浸水するなど、これまでの計画降雨（1時間50ミリメートル降雨）を超える豪雨により、依然として浸水被害が発生したことにより、平成26年6月に「東京都豪雨対策基本方針」を改定しました。

東京都総合治水対策協議会

河川の整備などを行う広域的自治体である東京都と、貯留浸透施設の設置指導などを行う基礎的自治体である区市町村が連携して、広域的に総合的な治水対策を円滑に進めるために、平成5年度に東京都と全区市町村で構成されました。

都市計画道路

都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法で定められた道路です。この都市計画道路を定めることで広い道路ができ、人と車の流れを円滑にし、産業活動を活発にします。また、この道路により『街区』が形成されるため、災害に強い秩序ある街づくりが図られ都市の健全な発展に寄与します。

特定施設

排水の水質の規制が必要な施設として法令によって特別に指定された施設です。次の2種類が下水道法における特定施設です。（下水道法第11条の2）

1. 水質汚濁防止法に規定する特定施設

人の健康を害するおそれのあるもの、又は生活環境に対して害をもたらすおそれのあるものを含んだ水を流す施設で、水質汚濁防止法施行令で具体的に定められています。

2. ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設

ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設で、ダイオキシン類対策特別措置法施行令で具体的に定められています。

【ナ】

内水ハザードマップ

大雨時に下水道管や水路からの浸水が想定される区域や浸水する深さなどの様々な情報をまとめたマップです。

【ハ】

排水区

下水道により雨水を排除することができる区域のことです。

ハザードマップ

ハザードマップとは、自然災害による被害を予測し、その被害の範囲を地図化したものであり、本市においては浸水ハザードマップとして内水ハザードマップを既に作成済みです。内水ハザードマップとは、地域の既往最大級の降雨や他地域での大規模な降雨などの下水道の雨水排水能力を上回る降雨が生じた際に、下水道及びその他排水施設の能力不足や河川の水位上昇に伴い当該雨水を排水できない場合に、浸水の発生が想定される区域などの浸水に関する情報や、避難場所、洪水予報・避難情報の伝達方法などの避難に関する情報を記載したものです。

被害率

地震の被害想定で、下水道管きょの被害延長が下水道管きょ総延長に占める割合です。

BOD

生物化学的酸素要求量のことで、生物が水中にある有機物を分解するのに必要とする酸素の量 (mg/1) で表します。河川の汚染度が進むと、この値は高くなり、溶存酸素 (水中に溶解している酸素ガスのことです。河川の自浄作用や魚類をはじめとする水生生物の生活には不可欠) が欠乏しやすいことを意味します。

(BOD値のめやす)

BOD10mg/1 以上では、河川中の酸素が消費され、悪臭の発生など嫌気性分解に伴う障害が現れ始めます。

5mg/1 以下：コイやフナが棲めます。

3mg/1 以下：アユが棲めます。

PF1

「民間資金等による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PF1法)に基づき、公共施設などの設計、建設、維持管理、運営などを民間の資金や技術力、経営能力を活用して行う事業手法です。

P D C A サイクル

従来は予算 (P:Plan) → 執行 (D:Do) で終わり、行政サービスを実施した結果の検証 (C:Check) に欠けがちであった行政サービスに評価 (Action) を導入し、P D C A (Plan 計画→Do 実施→Check 評価→Action 見直し) という経営のマネジメント・サイクルを確立することにより、計画 (Plan) の有効性と、実施 (Do) の効率性の向上を図ることを目的としています。

分流式

汚水と雨水を別々の系統で排除する方式です。

【マ】

水再生センター

東京都では、平成16年4月に従来の「下水処理場」から「水再生センター」に改称されました。西東京市の汚水は、清瀬水再生センターに送られ処理が行われています。

清瀬水再生センター

所在地：清瀬市下宿 3-1375

運転開始：昭和 56 年 11 月

【ヤ】

有収水量

下水道で処理した汚水のうち、使用料収入の対象となる汚水量です。

予防保全型維持管理

計画的に下水道施設の状況を的確に調査点検し、清掃や修繕などの優先順位を定めて、事故の防止と延命化を目指す維持管理方法のことです。

【ラ】

ライフライン

元は命綱の意味で、エネルギー施設、上下水道施設、交通施設、情報施設などの社会資本全般を表します。

流域関連公共下水道

市町村単独の処理場を持たないで、いくつかの市町村の汚水を一か所に集めて処理する流域下水道の処理場で処理する方法をとるものです。

本市の場合は、清瀬水再生センターで処理されています。

流域下水道

2以上の市町村からの下水を受け処理する下水道で、終末処理場と幹線管きよからなります。西東京市は荒川右岸処理区に属しています。

流域下水道維持管理負担金

流域下水道事業の維持管理に必要な費用を、流域内の市町村が負担する仕組みです。

流域下水道維持建設負担金

都道府県が整備する流域下水道の建設費を、流域内の市町村が負担する仕組みのことです。

類似団体

処理区域内人と処理区域内人口密度と供用開始後年数を基準に、下水道事業を分類したグループのことです。経営や施設の状況を比較する際に、同じグループに属する他の事業体を指します。